

令和 4 年 第 7 回 定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 12 月 8 日 開会

令和 4 年 12 月 9 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和4年
第7回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

12月8日(木) ○開 会 5
○開 議 5
○町長あいさつ 5
○議事日程の報告 8
○会議録署名議員の指名 8
○会期の決定 8
○諸般の報告 9
○一般質問 14
 4 番 宮 原 みさ子 議員 14
 2 番 黒 澤 克 久 議員 21
 8 番 大 野 伸 恵 議員 28
 10 番 関 根 修 議員 40
 6 番 新 井 鼓次郎 議員 52
 1 番 向 井 芳 文 議員 57
○散 会 69



12月9日(金) ○開 議 73
○議事日程の報告 73
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決 73
 ・ 議案第57号 横瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決 80
 ・ 議案第58号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決 82
 ・ 議案第59号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決 85

・議案第60号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○答弁の補足	85
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
・議案第61号 令和4年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第2号)	
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
・議案第62号 工事請負変更契約の締結について	
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
・議案第63号 財産の取得の変更について	
○閉会中の継続審査の申出	90
○閉会	91

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第77号

令和4年第7回横瀬町議会定例会を、令和4年12月8日横瀬町役場に招集する。

令和4年12月1日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
4番	宮	原	み	さ	子	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根	修	議員		
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

令和4年第7回横瀬町議会定例会 第1日

令和4年12月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

4 番 宮 原 みさ子 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

10 番 関 根 修 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（10名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
4番	宮原みさ子	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸恵	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	小泉照雄	総務課長
大畑忠雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 管理
平沼宏一	町民課長	平沼朋子	福祉介護課長
守屋則子	健子育康て課長	町田勝一	振興課長
加藤勉	建設課長	町田一生	教育次長
浅見和彦	教育担当課長	大沢賢治	代表 監査委員

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	渡辺岬	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

令和4年第7回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林想一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林想一郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

師走に入り、何かと慌ただしさが感じられるようになってまいりました。3年ぶりに例年に近い形で開催された秩父夜祭も終わり、寒さが厳しくなるこの時期、議員各位にはお体に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。開催に当たり、一言挨拶を申し上げます。

まず初めに、報告を1つ、昨日、12月7日、令和7年春に予定される第75回全国植樹祭開催地について、秩父市、小鹿野町にまたがる秩父ミュージックパークが主会場となることが正式決定されました。1市4町で連携して進めていた招致活動が実を結びました。横瀬町としても地元秩父地域での植樹祭開催については、引き続きしっかり協力、連携していきたいと考えます。そして、全国の広域連携のモデルとなるような秩父地域のよき自治体連携の姿を全国に向けて発信していきたいと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症についてです。いまだに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響から、今年も町民体育祭やよこぜまつりをはじめとする多くの町の主要事業を中止せざるを得ない状況となっています。また、3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしにも大きな影響を与えています。加えて、ロシアのウクライナ侵攻などを契機とするエネルギー不足や電気、ガス、食料等の価格高騰などにより、人々の生活への影響は計り知れないものがあります。

このような中、先月の臨時会で承認いただきました補正予算により、家計への影響が大きい低所得世帯への緊急支援給付金や子育て世代への子ども生活応援給付金につきましては、速やかに給付ができるよう

準備を進めています。なお、11月7日より販売を開始したプレミアム付地域振興券については、12月1日に8,000部が完売となりました。

また、コロナウイルス感染症対応等に献身的に従事していただいている医療機関、介護施設や燃料代、物価高騰等の影響を受けている事業者や保育施設への支援事業も順次進めています。今後も住民に寄り添いながら、緊急性の高い必要な事業を的確に実施し、コロナウイルス感染症に対応をまいります。長期化する新型コロナウイルスに加え、今年はインフルエンザの同時流行が懸念されています。希望される方へのワクチン接種に加えて基本的な感染予防策を行い、感染拡大防止に細心の注意を払いながら、年度末に向けて諸施策を進めてまいります。

それでは、各事業の進捗状況の一部について報告をさせていただきます。初めに、地域活性化起業人についてです。10月1日付で株式会社官民連携事業研究所の新村直樹さんに横瀬町に来ていただいております。新村さんは、地域の社会課題の解決を目指し、数多くの自治体と企業をコーディネートし、持続可能なまちづくりを推進している方です。昨年9月に設立し、チャレンジキッチンENg a WAや駅前食堂を運営し、地域商社として事業展開している株式会社ENg a WAの経営企画、管理部門を担っていただいております。今後、支援をいただきながら、株式会社ENg a WAが地域経済循環を生み出せる組織に成長することを期待しています。

次に、地域おこし協力隊です。12月1日に新たに山本大輔さんが地域おこし協力隊として着任をいたしました。山本さんは、東京都杉並区出身の42歳で、大学卒業後、主にウェブサービスの運営、コンテンツ編集等に携わっていました。山本さんは、秩父地域に在住の友人の紹介をきっかけに秩父地域に興味を持ち、観光で訪れたりするうち、この地域に引かれるようになり応募に至ったとのこと。山本さんには、地域商社ENg a WAのメンバーとして農産物を使った商品開発など、ENg a WA業務全般で貢献をしていただく予定であります。

次に、クアオルト健康ウォーキング塾です。10月の13日と20日の2日間、専門ガイドによる頑張らなくても運動効果が期待できる歩き方の指導を受けながら、根古屋城址と花咲山コースをウォーキングいたしました。参加した皆さんは、無理なく楽しく自然豊かな2つのコースを歩き、ほどよい汗を流しました。今後も継続してウォーキング教室を開催するなど、日本一歩きたくなるまちプロジェクトを実施してまいります。

次に、11月8日、10日に開催した町政懇談会、町民と語る会です。コロナウイルス感染症対策を実施し、会場として町民会館と今回は初めてA r e a 898で開催をいたしました。今年度より開設した何でも相談室の相談状況や町の中心地づくりの進捗状況、横瀬小学校校舎整備の進捗状況などを町民の皆さんに説明をいたしました。説明後、参加者の皆さんからは、中心地づくりに関する質問や日頃感じている町への思いや要望等をお聞きし、有意義な意見交換ができたものと考えています。今後、町民の皆さんからいただいた貴重なご意見を町政に反映をまいります。

次に、里山まるマルシェです。町のウォーキングイベントとして定着しているこのイベントは、今回で12回目の開催となります。イベント当日の11月20日は、小雨降る肌寒い天候でありましたが、435名の方に参加をいただきました。今回は、町内7か所のお寺を巡る約11キロのコースで、座禅体験などのイベントや、農産物や手作り作品を販売している町民の方との交流を通じて町の魅力を伝えました。また、今回

は、ずっとこの企画に協力をしてきている立教大学観光学部さんに加えて、駿河台大学、十文字学園女子大学の学生さんにも参加をいただき、イベントを盛り上げていただきました。若い学生がまちづくりに関わっていただけることは大変うれしく、町の活性化につながるものと考えます。今後も官学連携を図りながらまちづくりを進めてまいります。

次に、よこらぼについてです。10月審査分まで提案205件に対し、121件を採択しています。事業展開している中から幾つか紹介をさせていただきます。

まず、よこらぼ採択ナンバー114、横瀬町ワクワクwalkプロジェクトです。この事業は、20代のメンバーが中心となって散歩やイベント、ワークショップを行いながら、外から見た町の歩いて楽しい要素を発見し、人が何度も歩きに訪れたいくなるまちづくりにつなげていくことを目指すものです。11月20日に開催された里山まるマルシェとコラボしました。町内7か所のお寺を巡るコースを散策し、コース途中でイベントで町民の方との交流を楽しみながら町の魅力を探しました。これらの活動が日本一歩きたくなるまちプロジェクトをさらに加速させることを期待しています。

次に、よこらぼ採択ナンバー118番、Open Town in Yokozoeです。この事業は、ウェブ3という次世代のインターネット技術を活用し、地元アーティストがデジタルで制作したイラストや絵画などのアートをNFTアートとして世界に向けて販売し、それを元手に自立的なまちづくりを進めようとするものです。提案事業者は、クラウドファンディングサービスを運営し、アフリカやアジアでNFTアートの売上げ収益で公共性の高い事業、まちづくりを進めている実績があります。今回、国内で初めて当町で本プロジェクトを始めるものです。今後、地域アーティストの発掘や自立的なまちづくりの展開など、町に新たな価値をもたらし得るプロジェクトとして大きな期待をしております。

次に、よこらぼ採択ナンバー76番、ユニバーサル野球で世界に楽しみをつくろう！についてです。2年前に採択され、横瀬町の名前が入った横瀬ユニバーサル野球場が北は北海道から南は四国まで、特別支援学校などを巡回し、帰ってきました。10月12日、障がい者と高齢者20人が参加した交流イベントで帰ってきた横瀬ユニバーサル野球場が活躍をいたしました。コロナ禍でスポーツができなかった状況ではありましたが、久しぶりのイベントで参加者の皆さんはスポーツを通じて楽しく交流を深めました。これからも誰でも楽しめるスポーツ、ユニバーサル野球を応援してまいります。

これ以外の採択事業につきましても、提案者のチャレンジを応援しながら順次実施し、よこらぼが町の活性化につながるよう努めてまいります。

次に、9月定例会で企業版ふるさと納税とセットで補正予算計上させていただいたウェルビーイング事業についてです。11月26日、みんなでつくる日本一幸せな町横瀬協議会を幸福学の第一人者である慶應義塾大学の前野隆司教授に会長に就任いただき設立をいたしました。一人一人が自分らしく幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、その人らしい幸せ、ウェルビーイングの実践に向けて何をすれば住民の幸せにつながるのかを研究、実践していく協議会です。この協議会の設立に合わせて12月4日に東京の九段下を本会場に、Area 898と各参加者をオンラインでつないだイベント、ウェルビーイングまちづくりフォーラム横瀬が実施されました。私は、前野先生とともにこのイベントに参加し、ウェルビーイングなまちづくりについてワークショップなどを行いましたが、100人近くの方にご参加いただき、大変盛況なイベントとなりました。今後、議論を深めながら、全ての人に健康と福祉が行き渡る持続可能な町をつくって

いくことを目指してまいります。

次に、3年ぶりに開催される第43回横瀬町駅伝競走大会です。今週末、12月11日、町民グラウンドを起点とした周回コースで開催されます。参加者自身の練習成果を確認するとともに、参加者相互の交流、親睦を図りながら、健康増進、体力向上を目的とする大会です。町内外の中学生、高校生、市民ランナーの皆さんの力走を期待しています。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきました。引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の一部改正2件、補正予算3件、工事請負変更契約の締結1件、財産の取得の変更1件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○若林想一郎議長 町長のあいさつを終わります。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○若林想一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

2番 黒澤克久 議員

4番 宮原みさ子 議員

6番 新井鼓次郎 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○若林想一郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎議会運営委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、議

会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、12月1日木曜日午後2時より、横瀬町役場301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名委員に内藤純夫委員、宮原みさ子委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、日程及び会期等について審議をいたしました。議案件数及び一般質問の人数等を検討した結果、本定例会の会期は12月8日から12月9日までの2日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○若林想一郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日8日から9日までの2日間とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○若林想一郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和4年第5回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第5回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和4年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに令和4年度定期監査等の結果報告が提出されておりますので、代表監査委員に報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長のご指名をいただきましたので、例月出納検査並びに定期監査等の監査の結果についてご説明を申し上げます。

お手元に結果報告書類の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明をさせていただきます。内容につきましては、令和4年9月21日、10月19日及び11月28日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、令和4年度一般会計歳入歳出現金出納状況及び各特別会計に関わる歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者に現金の出納状況を知るに必要な調書を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求めて、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合し、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和4年10月31日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は3億3,241万4,458円であることを確認いたしました。

次に、定期監査等の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、令和4年11月30日に地方自治法第199条第4項、同条第2項及び同条第7項の規定により報告したものでございます。本年度の定期監査等は、本庁舎内の各課及び下水道事業、水質管理センター、町民会館、公民館、図書館、歴史民俗資料館、横瀬中学校、学校給食調理場、保育所を対象に、また補助団体等監査につきましては、有限会社果樹公園あしがくぼ、一般社団法人横瀬町観光協会、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会を対象に、10月26日、31日、11月7日の3日間で実施いたしました。

監査の対象は、原則として令和4年4月から9月末まで、またあらかじめ指定した事務につきましては、令和3年10月から令和4年9月末までの各課所の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財政援助団体の事務の執行等でございます。

監査の概要でございますが、財務に関する事務の執行及び事務事業の管理について、共通事項及び個別事項として事項別に指定し、指定様式の提出、関係書類の提示を求め、また下水道事業にあっては、工事業務及び水質管理センターの管理運営状況について関係書類の提示を求め、それぞれ各課長及び関係職員の説明を受け、質疑応答を行いました。

補助団体等監査につきましては、関係資料の提示を求め、関係職員から説明を受け、監査を実施したところでございます。

監査の結果について申し上げます。なお、ここではその要旨を申し上げさせていただきますので、詳細につきましては結果報告を御覧いただきますようお願いいたします。今回定期監査を実施したところ、各課所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についてはおおむね適正に執行されており、特に問題はないと認められました。

財政援助団体等の有限会社果樹公園あしがくぼ、一般社団法人横瀬町観光協会、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会につきましても、関係諸帳簿を確認した結果、適切に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、定期監査等の結果については、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年11月30日に横瀬町役場掲掲示板において告示し、これを公表いたしましたので、申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○若林想一郎議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

1 番、向井芳文委員長。

〔向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文総務文教厚生常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、総務文教厚生常任委員会報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、以下のとおり報告いたします。

開催日時でございますが、令和4年11月22日午後2時より、開催場所は横瀬町役場議場におきまして、出席者、委員6名、執行部12名、事務局2名で行いました。会議録署名委員といたしまして、関根修委員、若林清平委員をご指名申し上げます。

次に、審査事件等でございますが、(1)、所管事務調査、共通納税について、(2)、教育委員会報告、(3)、その他でございます。

審査経過、まとめでございますが、(1)、所管事務調査、共通納税について、新井税務会計課長及び工藤副課長より、共通納税について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。なお、質疑応答の内容は、徴収率に関する事、支払い方法に関する事、滞納者に関する事等でございます。

次に、まとめでございますが、当委員会といたしましては、共通納税について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

それでは、裏面にお移りください。(2)、教育委員会報告でございますが、設楽教育長より教育委員会報告について説明を受け、質疑応答を行いました。なお、質疑応答はございませんでした。まとめでございますが、当委員会といたしましては、教育委員会報告について説明を受けたということでまとめいたしました。

次に、(3)、その他でございますが、執行部から12月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会といたしましては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

2 番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和4年11月22日午前10時より、横瀬町役場議場において行いました。出席者、委員5名、執行部4名、事務局2名でした。会議録署名委員に大野伸恵委員、小泉初男委員をご指名いたしました。会に先立ち町長よりあいさつをいただき、審査事件に入りました。

審査事件等、(1)、所管事務調査として、横瀬町特定環境保全公共下水道事業計画の変更について、(2)、その他を取り扱いました。

審査の経過、まとめとして、1、所管事務調査、横瀬町特定環境保全公共下水道事業の計画の変更につ

いて、資料に基づき建設課長より説明を受けました。質疑応答はありませんでした。まとめ、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

続きまして、2、その他です。執行部から12月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会として、これらの報告、説明を聞きおくことといたしました。内藤委員から町営住宅解体後の状況について、大野委員から姿の池について質問があり、このことも回答、説明を受けました。

以上を報告といたします。

○若林想一郎議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

8番、大野伸恵委員長。

〔大野伸恵広報常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵広報常任委員会委員長 議長のご指名をいただきましたので、広報常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和4年10月6日午後1時、横瀬町役場議員控室において行いました。出席者は委員4名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名の参加をお願いいたしました。会議録署名委員として向井芳文委員、宮原みさ子委員をお願いしてあります。

審査事件等ですが、1、議会だより第136号の編集について、2、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、議会だより第136号の編集について、広報紙の構成等の協議、検討を行った。最終確認については、正副委員長に一任ということで決定いたしました。議会だより第136号は、11月1日に発行済みでございます。

次に、開催日時、令和4年12月1日午後3時より、横瀬町役場議員控室において行いました。出席者は委員5名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター2名の参加をいただきました。会議録署名委員として、向井芳文委員、新井鼓次郎委員をお願いいたしました。

審査事件等といたしまして、1、議会だより第137号の編集について、2、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、議会だより第137号の編集について、レイアウト等の協議検討を行いました。議会だより第137号は、2月1日発行の予定です。

以上です。

○若林想一郎議長 次に、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を求めます。

6番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 議長よりご指名いただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により報告させていただきます。

横瀬小学校校舎整備事業特別委員会は、11月16日木曜日午前10時より、横瀬町役場議場において行いました。出席者は、委員7名と執行部4名、事務局2名、設計事務所1名です。会議録署名委員に宮原みさ子委員、黒澤克久委員を指名し、直ちに審議に入りました。

審査事件は、(1)、横瀬小学校校舎整備事業についてと(2)、その他であります。

教育次長より、前回委員会において再検討を要請した遊具の配置、ウッドデッキの形態、駐車場の利用の3点についてと工事進捗状況、製材加工費について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。再検討の結果は、現場の強い要望もあり、計画どおりとするとのことでした。質疑は、遊具設置場所の安全に関する再確認でありました。

まとめとして、当委員会としては、説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

次に、視察ですが、視察は会議終了後、直ちに横瀬小学校校舎建設現場にて行いました。第2期工事の工事工程、進捗状況の説明を受け、第2期工事校舎内から内装工事が進む現場の状況を視察いたしました。

以上で横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を終わります。

○若林想一郎議長 常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 議長よりご指名いただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

全員協議会を令和4年11月11日金曜日10時より、秩父クリーンセンター3階大会議室において行いました。出席者は、議員14名、関係職員。

議事は、(1)、諸報告、①、令和4年第3回定例会管理者提出議案の概要について、(2)、議会運営について、①、議会改革調査研究特別委員会中間報告について行いました。

続きまして、秩父広域市町村圏組合第3回定例会、令和4年11月18日午前10時より、秩父市議場において行いました。出席者は、議員14名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員でした。

議事日程、会議録署名議員を12番、四方田議員、13番、新井議員、14番、高橋議員が指名されました。

会期は、1日で決定いたしました。

諸報告では、引間監査委員より例月出納検査の結果について、定例監査報告の結果についてが行われました。

委員長報告、議会改革調査研究特別委員長報告がありました。内容は、組合議会の組織運営等に関する調査研究について報告が行われました。

管理者提出議案の報告。専決処分を含む4議案の上程の報告がありました。

続きまして、一般質問です。一般質問ですが、3名の予定でしたが、高野佳男議員が欠席のため、取下げとなっております。

続いて、議案第14号 専決処分について、これは承認、総員起立でした。

議案第15号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定、総員起立。

議案第16号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算、これも原案可決、総員起立でした。

議案第17号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算、原案可決、総員起立でした。

以上を報告いたします。

○若林想一郎議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し、質疑がありましたらお受けいたします。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 産業建設常任委員会の報告で、公共下水道変更があったということですが、変更の内容を大まかにどういう内容だったか。

○若林想一郎議長 報告者の答弁を求めます。

2番、黒澤克久議員。

○黒澤克久産業建設常任委員会委員長 特定のサイズが拡大された部分のことが図面で示されたということの報告を受けました。詳細の資料は、ちょっと控室のほうにありますので、後ほどそれを報告させていただくのでよろしいでしょうか。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑を終了いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○若林想一郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は6名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 皆様、おはようございます。4番、公明党の宮原です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。今回は、大きく3点です。

1点目は、障害者手帳のデジタルアプリ、ミライロIDの推進について伺います。ミライロIDとは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障がい者の方がお持ちの障害者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を公共施設等で提示することで障がい者割引を受けることができます。紙様式の障害者手帳では、破れたり紛失したりしやすいため、代わりにミライロIDが2019年7月1日にリリースされました。あらかじめ障害者手帳を登録しておき、ミライロIDが使える施設や窓口でアプリの画面を提示することで、スムーズに障がい者割引料金の適用等が受けられます。全国では3,500社を超える事業者が利用できるようになってきました。個人情報を見られる手帳所有者の心理的負担や手帳を確認する側の手間を軽減することが期待されており、飲食店などで使えるクーポン券なども実施しています。横瀬町では、障がいや生きづらさを抱える人が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを掲げていま

す。障がいに対する理解を促進し、障がいのある人が安心して相談や生活をしていける町を目指していると考えます。

そこで、3点伺います。1、障がいを抱えている人が社会参加するための町の取組について。

2、ミライロIDの活用の考え方はどのように取り組んでいくのか。

3、町内事業者に向けたミライロID導入活用への周知の取組についてでございます。

大きい2点目は、高齢者の特殊詐欺対策についてお伺いします。高齢者などからお金を振り込ませるオレオレ詐欺と言われる犯罪が広く認知されるようになってから約20年になります。それから、架空請求詐欺、還付金詐欺など様々な手口が出てきて、2005年頃より振り込め詐欺と呼ばれるようになりました。それ以降も手口がどんどん新しくなり、総称して特殊詐欺と呼ばれるようになりました。被害額は、2014年には300億円を超えておりますが、警察や行政の努力、周知の徹底、個人の防衛力など様々な対策が取られ、詐欺被害は遭わなくて済むというケースも出てきています。被害は減少傾向にあると思います。しかし、近年電話で警戒されないような言葉を巧みに使い、家族構成、住所、資産の管理情報など聞き出してから、直接強盗行為に及ぶアポ電強盗と言われるものが出てきました。これらの犯罪のほとんどが、まず電話がかかってくることから始まります。被害の多くは高齢者であります。自分は大丈夫と思っているほど危ないと言われ、今後も多種多様な特殊詐欺が発生してくると思います。

そこで、2点伺います。1、横瀬町での被害状況と現在の取組、今後の被害防止のための対策について。

2、電話で詐欺防止策として、留守番電話機能付きの電話購入費に助成する考えがあるかお伺いいたします。

3点目の質問は、過去に行っている一般質問の中で、現在どのような状況になっているのかをお伺いします。平成27年12月と平成29年9月に質問した特定健診の胃がん検診にピロリ菌検査を導入することはできないか、令和4年4月に質問した、带状疱疹に対してのワクチン接種に対して助成はできないかを伺いました。どちらの答弁も、予算の確保や担当者会議や医師会との対策会議で情報共有していくとのことでした。今年の10月17日に行われた秩父医師会との情報交換会で前秩父病院長が講演していただいた中で、胃がんの罹患率はピロリ菌の除菌で低くなると話しておりました。そのためには、特定健診の中にピロリ菌検査を導入していただき、早期発見につなげていくよう、横瀬町からも積極的に働きかけていただけるかをお伺いします。

带状疱疹ワクチン接種についても、最近ではテレビコマーシャルでもワクチン接種を推奨しておりますが、1回のワクチン接種が高額であり、町で助成していただければ助かる人が増えると考えます。この件も横瀬町から積極的に働きかけていただけるのかお伺いします。

次に、平成30年12月に質問した、保育所の紙おむつの持ち帰りの現状を聞きました。今現在、保育所において実験的に紙おむつを保育所で処分していると聞いています。現在の状況と今後の取組をお伺いします。

以上、壇上からの質問を終了いたします。よろしくお伺いいたします。

○若林想一郎議長 質問1、障害者手帳のデジタルアプリ、ミライロIDの推進についてに対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 質問事項1、要旨明細1について答弁させていただきます。

令和4年3月末現在で、障害者手帳を取得されている方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳合わせて384名となっております。障がいを抱えている方の社会参加を支援する取組として、第5期横瀬町障がい者計画において「障がいのある人の社会参加のための支援」を基本目標の一つに掲げ、取り組んでおります。外出支援では、日常生活用具の給付や福祉タクシー券の交付、生活サポート事業、移動支援、自動車等燃料費の助成等を実施しています。また、聴覚に障がいのある方が通院や各種手続のため必要なときは、手話通訳者、要約筆記者の派遣をしております。スポーツレクリエーション教室として、今年度は花咲山flower&smile事業やポッチャ交流大会、ユニバーサル野球大会等を開催し、障がいがある方と高齢者が交流する機会をつくっています。

続いて、要旨明細2についてでございます。先ほど議員からお話があったとおり、ミライロIDは障害者手帳をスマートフォンで提示できるサービスです。令和2年6月にはマイナポータルとの連携も実現し、より公的なプラットフォームとして運用を開始しています。マイナポータル上では、既に障害者手帳の情報が格納されているので、API連携によって照合することで、情報が一元化され、その信頼性も格段に向上しています。ミライロIDは、紙の手帳の代わりにアプリに登録された手帳を提示することで、障がい者割引などのサービスを受けることができるものです。交通機関やレジャー施設、映画館、博物館等も登録しており、秩父地域の交通機関では、西武鉄道、秩父鉄道、西武バス等もミライロIDが使えるようになっています。横瀬町でも障害者手帳をお持ちの方の利便性の向上と心の負担を少しでも軽減できるよう、ミライロIDの周知を図るとともに、公共施設での利用について検討していきたいと考えております。

要旨明細3でございますが、ミライロIDを導入するに当たっては、多くの事業所の方にもミライロIDについて知ってもらう必要があることから、まずは観光協会会員に向け、ミライロID導入、活用への周知を図っていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はありますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。横瀬町は、障がい者の方に対してもかなりいろんな施策をやっていただいているということは以前からお伺いしておりますが、こういういろんな障がい者の方が社会参加できるということが本当によくて、ただ本当にそこに出てこられない人の障がい者に対して、もう少し手を入れていけるような施策を持っているかをお聞きし、あとはミライロIDの活用ももう少ししっかり推進して、障がい者の方が本当に使えるような形でやっていただければと思います。

それで、今回このミライロIDって私も初めて聞いたのですけれども、かなりの自治体では推進をされて、かなりの取組をされております。横瀬町においてもやはりこの点、町長はどのようなお考えでいるのかお聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

障がい者の皆さんの一つは利便性向上、それからもう一つは心理的負担の軽減という2つの意味合いにおいて、ミライロIDは有効だというふうに思っています。町のほうとしても、ミライロIDの普及促進はこれからもしっかり図っていききたいなというふうに思います。一方、小さい町で公共施設でミライロIDというのをみんなで議論したけれども、対象となる施設がなかなか横瀬町だけではないですので、まずは観光協会の方々への周知という入り口が一番イメージがしやすいかなというふうに思います。

いずれにせよ、障がい者の皆さんに対する、先ほど言った利便性向上、心理的負担の軽減という部分をしっかりとやるということと、あとは町として幾つか横瀬町では障がい者の皆さん対象のイベント等は数としてはやっているのですけれども、より多くの方に参加していただけるような形もこれから検討していきたいなというふうに考えています。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、高齢者の特殊詐欺対策についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項2の(1)について答弁いたします。

まず、特殊詐欺の被害状況ですが、埼玉県警察の特殊詐欺総合対策本部の調べでは、横瀬町では令和3年中ゼロ件、今年も9月末まで被害は発生しておりません。秩父郡市内では、令和3年中14件、被害金額7,307万円、今年も9月末まで8件、632万円の被害金額となっております。

次に、現在の取組ですが、特殊詐欺被害防止の啓発活動を中心に行っております。秩父警察署からの依頼により、防災行政無線やちちぶ安心・安全メールを活用し、町民の方へ特殊詐欺被害防止の注意喚起を行っております。また、本年10月には、秩父地区地域安全推進連絡協議会・横瀬連絡会を中心に、秩父警察署、区長会、交通安全母の会と連携し、高齢者100世帯を戸別訪問しながら、特殊詐欺被害防止のチラシを配布し、啓発活動を実施いたしました。

次に、今後の対策ですが、特殊詐欺グループは、様々な手口で言葉巧みに犯行に及びます。特殊詐欺被害者の93%は65歳以上の高齢者です。これまで高齢者が長年をかけて蓄えた財産を一瞬にして奪う行為は許し難いものです。引き続き、注意喚起や戸別訪問などの啓発活動を中心に、高齢者が被害に遭わないよう、警察等関係機関と連携し、粘り強く被害防止を呼びかけてまいります。

続いて、(2)について答弁いたします。特殊詐欺における犯人からの最初の接触方法は、固定電話での連絡方法が多いことから、電話を受け取らない対策は被害防止に有効だと考えます。そのため、不審電話を遮断するための固定電話の自動応答録音装置等は、被害防止対策として効果があるものと考えます。このことから、県内で被害件数が多い一部の自治体では、被害防止のための自動応答録音機能付電話機の購入費補助制度を導入しております。現在、横瀬町の被害はありませんが、いつ町民の方が被害に遭うかわからない状況でございます。今後、特殊詐欺被害防止対策の一つとして、電話機購入費の助成につままして、他自治体の補助制度や導入事例等を情報収集し、研究してまいります。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。横瀬町では特殊詐欺ゼロとありますが、詐欺に遭った方は多分誰にも言えないでそのままにしていると思います。私がこのことを取り上げましたのは、私の身近な方がこの電話の特殊詐欺に被害に遭いそうになったのを食い止める、そういうことができたので、その方は留守番電話機能付きの電話を持っていて、一番最初の声で本当においだと思っただけで、それで話を聞いて、ただ30分待ってくれという、その方の機転で30分待っていただいて、その間に連絡をいただいた。そして、そのお宅に行って警察に取りあえず届けて、本当に警察の方が来ていただいて、留守番電話サービス機能と、あと電話番号が載る機能がついている電話でしたので、その電話番号を警察が掌握していただいて、これはほかの詐欺の電話番号であるということで判明いたしまして、その場で相手、犯人からの電話対応もしっかりでき、被害を防ぐことができました。こういうふうに留守番電話機能サービスがあったり電話番号が載る、そういうことは一番いいし、どなたかにすぐ相談できる方がいるということもすごく大事ということも警察の方が言っておりました。ただ、被害届を出していないだけで、多分詐欺被害に遭われた方はいるなという感じはいたします。それなので、何らかしらの特殊詐欺に対しての周知、または何らかしらの形でできるような形をしていただければ、それなので留守番電話サービスのほかに、先ほど課長が言いました自動通話録音機、これに関しても大きい市町では結構取り扱っておりまして、私が調べたところだと東京の中野区とか、そういう大きいところでこの通話録音機の貸出しをして、被害が半減したという報告も受けております。横瀬町は、人数的人口も少ない町ですので、貸出しをすることで留守番電話をもっと普及させるような形でできるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 再質問にお答えいたします。

まずは、高齢者の注意喚起を中心に、先ほど言いましたようにチラシの配布をしながら、地道に啓発活動していくことが重要なと考えております。それに加えて自動応答の録音機能付電話機の購入費の補助制度につきましては、自治体の例等を、実績等を勘案しながらちょっと研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 進めていただきたいと思います。ただ周知をするだけではなく、ある町では受話器を上げると、そこにオレオレ詐欺にかからないようにという何かちっちゃいシールを貼っておいたり、受話器を上げるとそれが持ち上がって、詐欺被害に遭わないような啓発活動もしているところもあります。そういうものも活用できればと思います。それなので、ぜひ進めていただき、オレオレ詐欺、あとは本当に今も防災無線でお話しされ、結構毎日のようにやっぱり来ておりますので、その点に関してぜひ進めていただければと思いますので、その1点よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから答弁させていただきます。

先ほど課長のほうから答弁させていただいた中で、特殊被害の被害者、65歳以上が93%ということです。65歳以上は、これから横瀬町でもまだ増える形になります。今高齢化率という言葉聞かれますけれども、直近34.8%、それがまだまだ増えていくという中では、より今以上に注意をしていかなければいけないかなというふうな意識を持っています。そんなことですので、警察と関係機関とうまく連携しながら、できるだけ横瀬町民が詐欺の被害に遭わないような工夫考えていきたいというふうに思います。

○若林想一郎議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、健康子育てに関する町の取組についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、質問事項3について答弁させていただきます。

まず、要旨明細1についてでございます。带状疱疹は、子供の頃にかかった水ぼうそうの原因である水痘带状疱疹ウイルスが引き起こす病気で、子供の頃の水ぼうそうが治った後も、ウイルスが長年にわたって体の中に潜伏します。水ぼうそうにかかったことがある方は、既に带状疱疹に対する免疫を獲得しており、ふだんは免疫力によって発症することはありませんが、病後、疲労、ストレス、加齢などによって免疫力が低下することで、带状疱疹の発症に至ります。带状疱疹の予防に必要なことは、日頃から十分な睡眠と栄養を取り、免疫力を低下させないように心がけることが大切です。また、予防接種については、免疫を強化し発症や重症化を抑えることができる有効な予防策の一つであると認識しております。

带状疱疹は、予防接種法に定められた定期予防接種の対象疾病ではないため、ワクチンを接種する場合は任意の接種となり、費用は自己負担となります。現在、ワクチンについては、国の審議会において議論が行われ、定期接種化に向けての検討が進められております。接種費用の助成につきましては、こうした国の動きを注視するとともに、ちちぶ保健医療福祉総合対策会議において秩父都市医師会、また各市町と情報を共有しながら、引き続き検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、要旨明細2についてでございます。ピロリ菌検査の導入についてでございます。まず、ピロリ菌は、胃がんや胃、十二指腸潰瘍などの原因となります。がんは早期に発見し、早期に適切な治療を受けられることが重要であると考えます。日本の胃がん患者のうち99%以上はピロリ菌が原因であり、ピロリ菌除菌により胃がんが予防できることが明らかになっております。除菌を行う時期が早いほど胃がんの抑制効果が高いと言われております。町といたしましては、町民の方が胃がん検診を受診しやすい環境をつくり、早期発見、早期治療につながるよう、ピロリ菌検査の導入につきましては、管内の市町と情報共有しながら、ちちぶ保健医療福祉総合対策会議において医師会と連携し、制度導入に向けて検討していきたいと考えております。

次に、要旨明細3についてでございます。保育所内の紙おむつの持ち帰りについてでございますが、議員より定例会において質問を以前いただいております。施設の衛生面や子供の健康管理、ごみ袋の無料配

布など、また他のこども園の状況から、紙おむつの持ち帰りについてご理解をお願いいたしました。

保育所の現状でございますが、現在も使用済みの紙おむつは保護者の持ち帰りとなっております。また、今年度よこらば事業で採択された手ぶら登園サービス、使用済み紙おむつの預かり事業の実証実験を保育所のご家庭を対象に11月に実施したところでございます。現在、利用保護者のアンケート調査を行っており、集計中でございます。今後、アンケート調査の結果から保護者のニーズを把握するとともに、保護者の負担が軽減されると思っておりますので、関係課所と連携して検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。これで带状疱疹ワクチン、やはり1市4町でやっていかななくてはいけないのですけれども、ぜひぜひ横瀬町で強く要望していただき、推進していただき、1回受けるのに2万円かかってしまいますので、それをもっと助成していただければ、そこにワクチンを打つ方が増え、带状疱疹が少しでも軽減されるということが望めます。

胃がんの早期発見とこのピロリ菌検査についても、私も今回胃がんの検診を受けましたけれども、結構苦痛、バリウムを飲むのも結構きついですけれども、このピロリ菌の検査というのは、血液を採取することで見つかるということなので、やはり若い人のほうから始めていただければ、あまり年が大きくなると、なかなかピロリ菌見つかってもう既にという方が結構いらっしゃいますので、ぜひぜひこれも横瀬町で本当に強く推進していただければと思います。

あと最後に、保育所の紙おむつの持ち帰りについてでございますが、今回私もほかのというか、横瀬町内のこども園にこの紙おむつの持ち帰りの件についてちょっとお話を聞いてまいりました。やはりこのこども園でも持ち帰りの時期があったそうです。ただ、夏場になってしまったりすると臭いが出たり、結構大変なので、園のほうで持ち帰りをしないで、園で処分しようということを決めたそうです。最初に来ていただいたおむつをまだ使用している子供さんには、自分で使っている紙おむつと、あと処分するごみ袋を用意していただき、それで園で処分するという方向を今行っているそうです。うちの様子とか回数とかは、連絡ノートや口頭でやればできるのよということと言われてまして、こういう本当にやってよかったという園もございますので、ぜひぜひこの点進めていただければと思います。

それで、もう一度この胃がんと带状疱疹ワクチン、町長はどのように考えているのか、あともう一度紙おむつ、保育所ではぜひぜひ取り扱っていただけるのか、その点最後ちょっとお聞きしたいと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、3点お答えを申し上げます。

まず、一番最初はピロリ菌です。ピロリ菌は、有効性が確認されていることですので、推していききたいなというふうに思っています。

それと、带状疱疹なのですけれども、1度議員にご質問いただいて、私もちょっと医師会のほうに働きかけをしてみました。医師会のほうから、予防接種がベストかどうかという疑問は投げかけられた経緯が

あります。医学的にどうかというところが問題なのだとすると、そこを突破していくのは、もしかすると少しまだまだいろんな相談をしていかないといけないというところはあるかもしれません。いずれにしろ、帯状疱疹で苦しんでいる方がいらっしゃるの事実ですので、町としてできることを考えていきたいなというふうに思います。

それと、紙おむつに関しては今実証実験中です。それで、近々で保護者の皆さんの声が上がってきますので、その辺を分析させていただいて、よりよい方向を模索していきたいなというふうに考えています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○若林想一郎議長 再開いたします。

○若林想一郎議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長から発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

今回の質問は大項目2つであります。大項目1、食と農について。農水省のホームページでは、令和2年、2020年3月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、令和12年、2030年度を目標年度とする総合食料自給率の目標が設定されるとともに、国内生産の状況を評価する食料国産率の目標が設定されました。また、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給の指標についても、令和12年、2030年度の見通しが示されました。将来における世界の食料需給に不安定要素が存在する中、需要に応じた生産や海外需要の獲得等により、平素から我が国における農業生産の振興を図ることで優良農地が確保され、食料自給、維持向上につながります。このため、担い手の確保や担い手への農地の集積、集約化を進めつつ、荒廃農地の発生防止と再生を図るとともに、新品種、新技術の開発導入、輪作体系の適正化や排水対策等の基本技術の励行により、単収の高位安定化を図る必要がありますと記されております。当町において、大規模農業地域ではないので、できることは限られますが、食料自給率の向上は必要と考えています。

地産地消の取組の推進、地域で生産された農林水産物をその地域内において消費する地産地消の取組を推進することは、国産農林水産物の消費拡大につながるほか、地域活性化や食品の流通経費の削減等にもつながります。学校給食については、学校給食法により地場産の農林水産物の活用に努めることや食育を

推進することとされています。しかし、実際には、地場産の農林水産物の利用を増やそうとしても、食材費の上昇分を給食費に転嫁しにくいことや、一定の規格等を満たした量を不足なく納入することが求められているなど課題も多い状況となっています。

こうした課題に対応するため、農林水産省では学校給食の現場と生産現場の双方のニーズや、課題の調整役となる地域地産地消コーディネーターを学校の給食施設等に派遣するなどの事業を実施してきました。引き続きこれらの取組をさらに発展させていくことで、地場産の農林水産物の利用拡大を図っていくとしています。地産地消は、今後の農業を維持していく上で必要と考えております。

全国学校給食甲子園とは、全国の学校給食では、地域で取れる様々な地場産物を食材として利用した献立が出されています。学校給食は、食の文化、子供の健康を守り育てる食育の現場であり、食の地域ブランドにも密接に関わっています。この大会は、全国の学校給食で提供されている献立を競う大会を通じ、食育を啓発しながら地産地消の励行を目的としています。同時に、この活動を通じて地域の活性化につながることに貢献したいと考えて行われています。また、この大会が食育推進に役立つとともに、給食に関わる栄養教諭、学校栄養職員、調理員の励みになり、子供たちや学校の教職員全体に生きがいや活力を与える大会にしたいと考えられています。成長過程にある児童生徒の健全な食生活と健康を考えながら、この大会を通じて多くの方々に学校給食の重要な役割を知っていただく機会にしたいと思いで行われています。地場産物、地産地消など意識づけをする上で、学校給食甲子園への挑戦を検討してもよいのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、要旨明細（１）、農地の生産品目について。

（２）、耕作放棄地と農業従事者の年齢層。

（３）、学校給食甲子園について質問いたします。

続きまして、大項目２、伝統芸能について。以前にも一般質問でお伺いしましたが、新型コロナウイルスがはやる前でしたので、状況が変わったかと思っておりますので、お伺いします。11月には3年ぶりに人形サミットも再開、11月の終わりに横瀬中学校では横瀬の人形芝居の鑑賞会が行われ、少しずつですが、以前の生活が戻ってきていると感じています。しかしながら、3年間の自粛で会の運営、後継者問題など、以前よりも厳しい状況になっていると思っております。当町において、獅子舞、神楽、人形芝居が民俗文化財に指定されています。

以上のことを踏まえ、要旨明細（１）、町からの支援状況について質問いたします。

以上を壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 質問１、食と農についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項１、要旨明細（１）、（２）について答弁をさせていただきます。

まずは、農地の生産面積についてですが、横瀬町の農地面積は204ヘクタールであります。穀物の生産ですが、水稻面積は約20ヘクタールで生産量約70トン、麦類は約1ヘクタールで生産量約2トン、ソバは約4ヘクタールで生産量約2.2トン、大豆は約1ヘクタールで生産量約1トンとなっております。芋類や野菜類ですが、この後農家数の説明でも申し上げますが、町内においては農業生産者の7割以上が自給的

農家であるため、農林業センサス等でも統計が出ておらず、町としても把握できていないのが現状です。一般的にはジャガイモ、サツマイモ、里芋、大根といった根菜類や葉物野菜等が栽培されていると認識しております。観光農園で栽培しているイチゴは約1.8ヘクタールで生産量約66トン、ブドウは約3.6ヘクタールで生産量約39トン、ブルーベリー、サクランボ、プラムなど約1.3ヘクタールで約2.8トンとなっております。茶園ですが、約6ヘクタールで生産量は製茶約1.2トンでございます。

続いて、耕作放棄地と農業従事者の年齢についてですが、横瀬町における耕作放棄地は36ヘクタールになります。農地の割合で17.64%でありまして、耕作放棄地の多い箇所は山林に隣接する箇所に多く発生していることから、横瀬町の農業に直接影響を与えるほどには至っておりません。

地区別の農地面積及び耕作面積や割合につきましては、根古屋地区の農地面積23.9ヘクタール、耕作放棄地3.5ヘクタール、放棄地の割合は14.6%、苅米地区の農地面積24.4ヘクタール、耕作放棄地1.8ヘクタール、放棄地の割合は7.4%、中郷地区の農地面積12.4ヘクタール、耕作放棄地0.7ヘクタール、放棄地の割合は5.6%、宇根地区の農地面積34.8ヘクタール、耕作放棄地6.7ヘクタール、放棄地の割合は19.3%、川西地区の農地面積は34.1ヘクタール、耕作放棄地4.8ヘクタール、放棄地の割合は14.1%、川東地区の農地面積20.8ヘクタール、耕作放棄地2.1ヘクタール、放棄地の割合は10.1%、芦ヶ久保地区の農地の面積53.7ヘクタール、耕作放棄地16ヘクタール、放棄地の割合は29.8%となっております。

横瀬町における農家の戸数や年齢層につきましては、農林業センサス、2021年5月の公表値によりますと、販売農家58戸、自給的農家165戸であり、農家総数は223戸となっております。

販売農家の年齢層につきましては、20歳以上から30歳未満がゼロ人、30歳以上40歳未満が4人、40歳から50歳未満が5人、50歳以上から60歳未満が6人、60歳以上から70歳未満が18人、70歳以上が44人となっております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、質問事項1、要旨明細3について答弁をさせていただきます。

まず、学校給食甲子園についてでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、2006年、平成18年から学校給食甲子園というものが開催されております。内容につきましては、全国の学校給食で提供されている郷土を代表する料理を競う大会ということで定義をされております。これとは別に埼玉県教育委員会、埼玉県の学校給食会が主催をする学校給食調理コンクールというものがございまして、実はそちらと応募時期が重なるために、学校給食甲子園には現在応募していない状況でございます。ちなみに、令和3年度におきまして、県のコンクールでは地産地消の献立部門で入賞をいたしております。横瀬古代米と学校ファームのサツマイモ御飯ということで入賞しております。

また、ご質問の中で地場産物、地産地消を意識づけることということが大切ということですので、食育月間の6月と収穫の秋の11月を彩の国ふるさと学校給食月間、1月の24日から30日を全国給食週間としており、地元産の食材や郷土食を取り入れた給食の提供を重点的に実施しております。今後もふるさとへの愛着を深める学校給食活動に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。大分細かい数字がいっぱい並んでいますので、ちょっと整理させていただきながらお話をしたいと思います。

食品目のこの構成でいくと、横瀬町の農家さんだけで全ての例えば給食に賄うということは難しいというのが分かりました。しかしながら、地産地消の観点を重要視したいので、ある程度農業従事者が今後も維持できる工夫というのを今後考えていかなければいけない、そういうふうにも今思っているところです。

そして、従事者の年齢構成のところからいくと、非常にボリュームゾーンというところからいくと、60歳から70歳が18人、70歳から80歳代が44人、本当にだから先輩方が頑張っていたいただいているというのが今の横瀬の農家の現状であると。しかしながら、2025問題に言われるように、今後団塊の世代の方があと3年後には800万人後期高齢者ということになります。そうすると、ここの横瀬町においても、今の農業の支援の形が果たして適切かどうか、今後放棄地が増える可能性があるのではないかとということをお考えまして、どのような形を取るのがいいか、私の中で消化したことのひとつとして、学校給食にある程度安心安全な野菜を納品することを前提にやっていただくとか、そういう施策をもし取れるのであれば、そこのところに対して世代が若いところが安定自給の生活保障ではないですけれども、給食に納める農作物を頑張らしようという、そういうことが可能ではないかというのが思うところであるので、実際にいろんな学校給食法とかがあるので、難しいのは前提にあるのですけれども、農家さんたちを今後支援していく上で、今町が考えている策があるのであれば教えていただきたい。

そして、学校給食甲子園のところなのですけれども、実際県が主催するほうで入賞していたということをお私今まで知らなくて、ちょっと勉強不足だなということをお改めて思いました。勉強になりました。ありがとうございます。実際学校給食甲子園のほうがお県内からエントリー数は多分少ないと思うのです。この近くでいくと、越生町さんが優勝してたりして、ぶっちゃけワンチャン、チャンスがあるのではないかとというのが個人的な思いで思いました。そして、このルールを見ていくと、埼玉県内の食材を使っていればオーケーというふうなくくりになっているので、うちの町だけでは全部の食材がそろわなくても、秩父産、埼玉産というものを使えばエントリーできるということなので、それも1つ、これは学校給食甲子園は、テレビ局がついて結構大々的にニュースで放映してたりしたので、そういう意味では一つのチャレンジする意味ではいいのかなという思いがありますので、今地域おこし協力隊で6次産業に取り組んでいるというのが一つENg aWAさんでやっています。そこと給食の栄養士さんたちも含めて6次産業的に考えた給食のメニューができたなら、それはそれで何かうちの町らしいのではないのかなという気がしますので、6次産業化を考えた上でのメニュー開発に学校給食甲子園、そしてそれをクリアするにはなかなかハードルがあるかもしれませんが、可能性についてをお伺いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 それでは、ただいまの再質問に対してお答えしたいと思います。

まず、安心安全な食材ということで、議員もおっしゃるとおり、安定供給というところが一番ネックに

なってくると思うのですが、今現在、地元食材では横瀬産のシメジとか古代米であるとかイチゴであるとかコンニャクであるとか、そういうものは横瀬産というものを積極的に使わせていただいて、これが農業者支援になるかどうかはちょっと別なのですけれども、一応給食の中ではそちらを使わせていただいております。また、食育を含める形で米の作り方を小学校のほうでやっていたりとか、学校内の校内菜園でできたサツマイモ等を給食に使ったりと、そういうことを現在行っておりますので、今後もそちらは推進をしていきたいと考えております。

甲子園については、メディア的な話があると思いますので、影響力は強いかなと思うのですが、現在横瀬町の給食調理場におきましては、まず調理員さん自体を民間委託をしております。そちらの年齢層が非常に高いものですから、そちらも含めながら、また内容的にはちょっと選考基準が緩いほうがチャンスがあるのかなというところもありまして、県のほうに参加をしているというのが現状でございます。今後もまたいろんな場面があろうと思いますので、調査研究を進めていきたいと考えております。

また、6次産業ということでENg aWAに関してなのですが、こちらにつきましては学校給食の子供たちの人気メニュー、こちらのほうのリクエストメニューという形でレシピの提供を既にしております。ENg aWAのほうで、それを開発に役立てていただいているところなのですが、まだ今現在、やはり量の問題から、ENg aWAで作った食材をそのまま提供して給食というところまでは行っておりません。今後、開発メニューのレシピ、そちらを提供していただいたりして、給食に活用できないかということで現在進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから全般的な補足をさせていただきます。この問題、農家さんへの支援、それからこの町の農をつくっていくって大変重要な問題だというふうに認識しており、かつ旬の問題です。先ほど振興課長のほうから説明させていただきましたけれども、極端な年齢構成になっているということです。とりわけ販売まで行っている農業従事者の方の大半が70以上であるという現実結構重くて、これは今後町としていろんな仕掛けが必要だろうなという問題意識を持っています。今時点でできていることということになりますと、この町はやっぱり道の駅の存在はかなり大きいです。販売業者さんのかなりの比率で道の駅には関わっていただいています。それともう一つ、JAのアグリマルシェがこれも町内にあるということも大きくて、この2つの販売場所があるということは、かなり条件としてはまずはいいかないというふうに思っています。あとは、今道の駅では、今月も来週17、18日に生産者さん、納入業者さんを招いた感謝デーとかも企画したりとか、農家さんとの距離を近く保ち、お互いの意思疎通をしていくというところは力を入れていっています。

さて、ここから先なのですけれども、ここをどうしようかというときに、給食のチャンネルはなかなか使いづらいと思っています。それは、やっぱり給食って要件があって、特に決められたタイミングで決められた量のを納めるというところに、横瀬町内だけではなかなかこれは難しいのです。だから、横瀬の農を守るためにやっていくという中で、部分的にももちろん給食に物を単発で入れるというのはあるのですけれども、仕組みとして入れてという、学校甲子園というのはあまり自分の中ではイメージができない

かなというふうに思います。

では何がというと、大きくは2つです。1つは、耕作放棄地をどうするかというところ です。耕作放棄地を少なくするために、耕作放棄されているところの有効活用を促すというのが1つ、もう一つは、業としての農業を高齢化していくという中で事業として承継する人を見つけてくるとか、誰かが担い手になってもらうように仕組みをつくっていくとかということかなというふうに思っているのです。だから、業にフォーカスした支援と土地にフォーカスした仕掛け、仕組みというのをこの先はちょっと重点的に考えていきたいなというふうに考えています。また、学校給食は、子供たちに地産地消の促進ですとか、健全な食育というのをとても大事ですので、これはもちろん教育という軸の中で、今以上のものを磨いていけたらなというふうには思っています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 非常に分かりやすい答弁ありがとうございます。いろいろ難しいことは分かりました。しかしながら、今の町長のお話からも本当に2つの課題を明確に示していただけたので、我々議員もない頭を使いながら、またいい提案ができればいいなと今思いました。でも、非常にやっぱりハードル高いです。この業の担い手、そして有効活用で外から人材を見つけるのか、地元からそういう意識を持っていただくように意識改革を行っていくのか、ちょっとハードルは高いですけども、ここをクリアしていかないことには、この町の未来が農の部分では心配になる、そういうふうに改めて認識いたしました。

これは要望ですけども、本当にそういう農に対する勉強会というか、意識改革ができるような講師をどこからか招いて、ある一定の世代のところに聞いてもらう、その聞いてもらうというのも無理くり来いではなくて、何かしら興味を示す、例えば移住を今求めている方というのは、小さい畑があったら、できればそこを使いたい、そういうお話、相談をよく受けるのです。一方で、横瀬の中ではなかなか畑が借りづらいというか、まだやっている方がお元気で、いい場所はほとんどそういうある程度事業をやられていると。そういう意味で空き家の対策に絡めながら畑の貸出しというのも、よそでは非常に好評を得ている部分がありますので、そういう畑の貸出しについては今後どこかの、これは振興課なのか、まち経営課なのか分かりませんが、どこかで考えていただいて進めていただければと思います。これは要望なので、回答は結構です。

取りあえず1の項目は以上です。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、伝統芸能についてに対する答弁を求めます。

教育担当課長。

〔浅見和彦教育担当課長登壇〕

○浅見和彦教育担当課長 質問事項2、要旨明細(1)、町からの支援の現状について答弁させていただきます。

現在、伝統芸能の県町指定文化財は、横瀬人形芝居、芦ヶ久保の獅子舞、里宮の神楽の3団体です。町では、3団体に対し、伝統芸能後継者養成事業費補助金を毎年8万円交付しています。団体では、補助金

を定期練習に係る費用や草履や三味線の糸など消耗品購入などに使っていただいています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、3団体とも令和2年度、令和3年度は、ほとんどの公演が中止となってしまいましたが、令和4年度においては、横瀬人形芝居が11月に秩父人形サミット、横瀬中学校での公演、芦ヶ久保の獅子舞が8月の白鬚神社例大祭での獅子舞奉納、里宮の神楽が10月に秩父神社、11月には横瀬町町民文化祭で公演を行うことができました。それぞれ演目を絞って短い時間での公演ですが、公演活動を再開することができました。コロナ禍以前とはまいりませんが、徐々にではありますが、コロナ禍以前の活動状況に戻りつつあります。

各団体ともコロナ禍でも定期練習を行うなど伝統芸能継承のために努力をしておりますので、後継者養成事業費補助金だけでなく、今後も国、県の助成金を活用するなど、伝統芸能の団体が活動していく環境づくりを行っていきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。現状活動が再開されたということが今もお話でありました。本当にコロナの中での3年間において、秩父夜祭もそうでしたけれども、活動ができなかったその代償が大きかったというのは、軒並み担い手の年齢が3歳ずつ年が上がってきたというような、その3歳によって今まで当たり前だった体力が随分落ちたなというのは、この秩父夜祭で感じました。そういうこともあるので、各団体がそれぞれ活発にまた活動ができるようになるように、ぜひ行政としてもサポートしていただきたいというのが1つです。

一方で、8万円という金額が今後もこれが妥当なのかどうか、その議論がしっかりされたほうがいいのではないかという気がするのです。例えば町単独では8万円だけれども、県のほうにもしっかりお願いをしたら、県から12万円プラスで出ますみたいな、そういうものが出てこない、例えば会員さんが減っていくと、どうしたって会の運営って厳しくなってきた、それは私なんか所属している青年団体しかり、先輩方が所属している会もそうですけれども、だんだん、だんだん会員が減っていくわけです。そのときに今までと同じ活動をするには、皆さん熱意があるから、会費を上げてでも何とかやろうという気持ちにはなるのですけれども、そこに若い世代が引き継ぐ気持ちがあるときに出費が大きくなり過ぎた場合に、今ちょっと伝統芸能をやっている余裕ないよねってなってしまうと、そこで担い手が途切れてしまう、そういう可能性が今後あると思うのです。そういう意味では、やっぱりこの8万円という金額が私の中では少し手薄なのではないかなというのを今思っているところで、その見解について、町長、どういうふうに考えているのかお伺いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 8万円が多いか少ないかと言われると、予算計上してずっとやってきているということでいくと、私は水準としては妥当だろうなというふうには思っています。しかし、経常的な支出とそうでないものというのはやっぱりあります。例えば舞台装置の修繕が必要であるでしたり、あるいは宇根地区に

は今笠鉾が2基あって、これの修繕がいずれ必要になるとかという大きなもの、それは別途考える必要が
あろうかなというふうに思っています。この辺、秩父市は割と進んでいまして、これは今回お祭りに当た
って、前に宮地の屋台が大改修されているわけですけども、これ国の有形文化財になっているというの
が強くて、比較的財源が確保しやすいというところですよ。横瀬町は、今のところそれがありませんので、
ないのですけれども、ちょっとこの先は町で国や県の補助が受けれる形を今つくっていかうというふう
に進めつつありまして、何がしかの財源確保するというのはこの先々やって、町の文化財の維持、継承に役
立てていただきたいなという思いは持っています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はありますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。本当に今頼もしいお言葉をいただきました。ぜひ国、県か
ら認められるようにチャンネルをフルに使っていただいて、横瀬にある伝統芸能の分野もしっかり守って
いただきたいなと思いました。ぜひぜひこれが来年、再来年には認められたという結果が出ることを願い
ながら、私の一般質問を、ちょうど12時になりますので、終了いたします。ありがとうございます。

○若林想一郎議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

ここで、本休憩をいたします。

休憩 正 午

再開 午後 1時00分

○若林想一郎議長 再開いたします。

○若林想一郎議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問1として、持続可能なまちづくりを見据えた来年度予算編成をについてお聞きいたします。
毎年この質問を行っています。行政は、予算なくして実行はできません。そして、予算は議会の可決が必
要です。予算は、議会を通した町民とともに作成されるべきものだと感じています。執行部が考えた施策
が町民の福利の向上となり、町民の望むものであるか常に自問自答し、税金を使うことへの責任と重さ、
謙虚さを忘れないでほしいと願っています。今日の宮原議員、黒澤議員の一般質問でも予算のある提案で
した。真摯に検討をお願いしたいと思います。

さて、横瀬町の人口は、平成7年の最高時1万194人から27年後の今年11月、7,853人になりました。人

口減に対応した政策実施により、旧JA跡地のにぎわいもできました。関係人口、交流人口、また移住の取組など一定の評価を得ていると感じています。今後も持続可能なまちづくりのためには、さらなる事業の選択と集中が必要と考えます。町長も8回目の予算作成になりますが、改めてどのような町を目指し、職員へどう取り組むよう話されているのかお聞きいたします。

次に、経費節減へ向けての予算策定の視点についてお聞きします。決算審査でいつもお聞きしていることですが、経費節減のため、借地解消等をにらんだ公共施設の統廃合についての検討が必要と考えています。子育て支援の新たな公園等もお願いしていますが、設計時から以後の維持管理費がどの程度かかるのかまで見通しておくことが必要と考えています。既存施設の利用頻度の低いもの等についてどう考えているのかお聞きします。

次に、明細3ですが、こども家庭庁が来年4月から設置されます。横瀬町の未来を見据え、最も大切と感じている妊娠期を含む子供への支援を充実したものにしていきたいと考えます。コロナ禍で問題が顕著になり、各自治体でそれぞれの知恵を絞って様々な支援策を行っています。秩父市でもランドセル等の支援が始まっています。財源の確保が大変だと思いますが、数十年変わらぬ各種補助金の精査などもこの際必要と感じています。9月議会でお聞きしたところ、町独自施策で1億6,488万円、3.6%との回答でした。町長もひとり親支援を検討と答弁しています。子育て支援に総予算の何%使用できると考えているのかお聞きいたします。

次に、明細4として、SDGsをうたった町として、CO₂削減など環境に負荷のかからない事業等の実施を考えていただきたいと感じています。森林資源を利活用したエネルギーやソーラー発電を公共施設内で自家消費するなど、ネット検索すると各自治体で取り組んでいます。全国植樹祭も秩父の開催が決定しました。森林環境税もありますし、環境省と関係省庁の補助金もあると思います。環境保全への積極的な施策をお聞きいたします。

次に、要旨明細5として、土地開発基金の有効な活用により地域価値を向上させるまちづくりを進めてほしいと思っています。駅前の無電柱化など、以前より町の景観形成をお願いしてきました。歩きたくない町には、歩きたくない安全な道路や仕掛けが必要と感じています。住民の休憩や居場所になるコミュニティー広場など、活用される公共空間をつくるためのデザインマネジメントを重視していただきたいと考えます。

先日、議員研修で埼玉高速鉄道社長の講演を聞きました。修景、景観はつくってしまえばいいのですと言われていました。新たな価値を創造するデザインとして地域の可能性を引き出すとともに、地域のコミュニティの再生を図っていただけると願っています。まずは、調査費を計上していただき、横瀬町のトータルデザインを重視した専門家の設計、また経験値のある県職員の派遣などが必要と思いますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、要旨明細6ですが、今年、役場周辺の国道299号線沿線の雑草や桑がかなり目につきました。県の管理下にあり、上期、下期の2回草刈りをしてもらっています。しかしながら、横瀬町の観光を考えた場合、来街者の方が町のイメージをどう感じるのかが心配になりました。以前から観光トイレの清掃についての問題も提議されています。自助、共助については大事なことだと思いますが、社会構造の変化で難しくなっている現実があります。DXのように従来の意識の変革が必要と考えます。住民の自治活動にプ

ラスして、観光や景観美化のため、町の予算計上も必要と考えていますが、どうでしょうか、お聞きします。

次に、質問2として、地域DXの推進についてお聞きいたします。高齢者サロンに参加している方から提案されたのですが、ユーチューブで運動や料理など様々なものが見られて勉強になるが、公会堂などではWi-Fiなどの環境がない。現在技術の恩恵を高齢者などが身近な場所で感じ、健康に楽しく過ごせるための環境整備はできないだろうかとのことでした。町ではDXを推進しています。人に優しいテクノロジーの活用計画初版においても、13ページ、18ページなどで町民への支援をうたっています。出前講座のように住民の中に入っていく行政は大事と考えています。実現に向けて進んでいただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問3として、男女共同参画社会推進条例策定についてお聞きいたします。全ての人の人権を守り、ともに社会をつくることを推進する目的の男女共同参画社会推進条例を6月議会に提案してから6か月たちました。社会の流れとして、企業や学校などで誰もが働きやすい、過ごしやすい環境づくりが進んでいます。組織が分かりやすいルールをつくり個人の行動を促す、駄目なことを見える化して周知、啓発することで実効性を増すために、条例化は必要だと感じています。9月議会では、改めて内部で議論するとの答弁でしたが、どのような議論になったのでしょうか。男女共同参画社会推進条例をつくるのは難しいのでしょうか。何を問題としているのでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

○若林想一郎議長 質問1、持続可能なまちづくりを見据えた来年度予算編成に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは要旨明細(2)と(5)について、まず答弁をさせていただきます。

まず、(2)でございますが、毎年12月1日に町長から翌年度の予算編成方針の中で、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、全職員の創意と工夫、そして横瀬町をよりよい町にするためのチャレンジについて、その反映と徹底を図っております。このような方針の中で、予算査定時には事業内容等について、さらに精査を行っております。また、毎年実施しております行政評価は、対象事業の経済性、妥当性、必要性の各項目について、担当課、担当職員が評価を行うことによって、経費節減等を意識しながら事業を進めるための役割を担っております。

ご質問の利用頻度の低い既存施設についてでございますが、施設の本来の設置目的のほかに、他の目的、例えば避難所や避難場所などに活用しているケースもあり、利用頻度だけで判断することはなかなか難しい施設もあります。しかし、今後、ますます人口減少が進んでまいりますので、利用状況等を確認しながら、借地の解消や施設の統廃合を考えていかなければならないと考えております。

また、子育て支援の新たな公園等の整備に当たっての整備後の維持管理費についてでございますが、整備計画の段階から維持管理費を意識しながら作り込んでいくことが肝要であると認識しております。

次に、(5)でございます。ご質問の横瀬町のトータルデザインを描くに当たって、そのベースとなるのは第6次の横瀬町総合振興計画の内容であると思っております。その中でも、総合振興計画に掲げた将来ビジ

ョンである日本一住みよい町、日本一誇れる町や、計画の目標であるカラフルタウンがベースになるのではないかと考えております。これらの全てを盛り込んだトータルデザインをつくり込むこととなると、時間や労力が非常にかかってしまいますし、変化の激しい時代にあって、トータルデザインを描くことはなかなか難しいのではないかと考えております。

現在までの取組の中で、横瀬町全体のトータルデザインと言わないまでも、優先度や必要性等を勘案して総合振興計画の将来ビジョンや計画の目標をイメージしながら、施策段階でのトータルデザインとして、中心地づくりをテーマとするトータルデザインをまちなか再生支援事業の中で作成し、そのデザインに沿って各事業に取り組み、徐々にではありますが、中心地が形成しつつあります。今後、優先度や必要性等を勘案して、施策レベルでのトータルデザインをつくり込んでいく際には、専門家等の知見や意見等をお聞きしながら進めていけたらと考えております。今後もデザインマネジメントを念頭に置きながら、第6次の横瀬町総合振興計画の将来ビジョンや計画の目標の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 私のほうからは、要旨明細3について答弁させていただきます。

町の予算編成では、第6次横瀬町総合振興計画の基本構想、基本計画に基づく実施計画により作成しております。事業の内容や予算について、あらかじめ先3年間分を計画いたしますが、社会情勢や財政状況の変動、緊急性などを勘案して、毎年度見直しを行っております。

ご質問の子供支援の予算の割合ですが、国、県補助金を含めた予算の割合とさせていただきますが、令和3年度、令和4年度ともに総予算の8.4%になります。長期化するコロナ禍の中では、子育ての負担感や孤立感、また経済的負担の増加が保護者の方に負担になっております。予算の作成に当たっては、総予算の何%という考え方で作成はしておりませんが、来年度へ向けて子ども・子育て分野の事業をさらに充実させるため、事業を精査し、計画性を持って予算の確保をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項1、要旨明細(4)、(6)について答弁をさせていただきます。

それでは、横瀬町の大部分を占めている山林を森林整備、間伐し、効率的に進めることにより、森林環境譲与税を活用し、林業経営者による円滑的な森林管理委託を進め、集約化などで新たな森林管理をしてまいります。また、森林整備が円滑に進められるよう、森林所有者、林業経営者、町の3者の連携協力体制を図ってまいります。来年度の予算につきましても、森林整備等の予算に森林環境譲与税を充てた予算計上を予定しております。

横瀬町では、令和2年度から住宅改善及び空き家活用促進補助事業を実施して、既存住宅のリフォーム及び省エネルギー改修に要した費用の一部を補助金として交付して、町民の住宅環境の向上、クリーンエネルギーの普及及び空き家の有効活用の促進を進めてまいりました。令和2年度の実績は、リフォーム

20件、省エネ改修5件、令和3年度は、リフォーム60件、省エネ改修32件、令和4年度途中でございすが、リフォーム36件、省エネ改修22件であります。今後の申請の問合せも多数あります。来年度予算につきましても、今年度補助金実績と今後の申請件数を加味して予算計上を予定しております。

公共施設で自家消費する再生エネルギーを利用した発電や森林資源を活用したエネルギー利用につきましては、今後は森林資源や気象条件の調査、自治体への視察などで検証して、各種補助金等を利用しながら取り組んでまいります。

観光トイレの清掃や地区清掃、草刈りにつきましても、基本的には地区の方のご協力により行っておりますが、議員ご指摘のとおり、社会構造も時の経過とともに変化しており、中長期的には景観を保った役割分担も考えたいと思っておりますが、現時点におきましては例年の予算計上を予定しております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 私からは、要旨明細（6）の国道の草刈りについて答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、埼玉県が管理している国道の草刈りについては、秩父県土整備事務所で年2回、上期、下期に分けて草刈り業務を発注している状況ですが、今年度におきましては下期分が約1か月ほど発注が遅れたと聞いております。町としましては、今後も草の繁茂状況などを確認しながら、適切な時期に作業していただくようお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後になりましたけれども、私のほうからは（1）、どのような町を目指し、職員へどう取り組むよう話をしているのかというところをお答え申し上げます。

横瀬町としては、最終目的地、これは今将来ビジョンと表現していますが、これは日本一住みよい町、日本一誇れる町であります。そこに至るまでに今の総合振興計画では、多様なその人らしい幸せが花開く町をイメージし、カラフルタウンという言葉でそれを表現し、これを目指しています。日本一住みよい町、誇れる町、そしてカラフルタウンを目指していくわけなのですが、これに至るために最大の課題が人口減少であります。これは、私が今の立場になってからずっと同じです。状況としては、人口減少が進んでいくということです。ここを最大の課題というふうに考えていて、今をもって横瀬町はまだこのままでいい町ではないというところを出発点にしています。当然積み上げもありましたし、いい材料がたくさん出てきているのですけれども、まだまだこのままではいけない町という認識で新年度予算の編成に当たっています。

まずは、この危機感を共有するというのがベースにあり、そしてこのままではいけないわけですから、当然必然的にチャレンジをする必要があるというところでもあります。そしてもう一つは、横瀬町には確かな可能性があるということだと思っております。希望があるということだと思っております。危機感と希望をセットで共有するというのが職員と共有していることのベースになります。この町の未来は変えねばならない、変えられるのは私たちだけというフレーズを共有をしています。

仕事の仕方としては、いつも3つのことを職員にはお願いをしています。1つは、まず町民のほうを向くこと、上司や町長の顔色をうかがうのではなくて、町民のほうをしっかりと向いて、町民や町のために仕事をしてほしいというのが1つ目、2つ目が自分の仕事にプロ意識を持って当たってほしいということです。プロ意識というのは、仕事に誇りと執着心を持つことというふうに説明をしています。それと、3つ目がコミュニケーションをよく取ること、そのコミュニケーションは、課内のコミュニケーションもそうですし、上司や部下とのコミュニケーションもそうですし、町民の皆さんとのコミュニケーションももちろんそうです。それをしっかりとやってほしいということをいつも話をしています。

さて、それで来期に向かう中でということでございますと、とりわけ今回は私は今3つ職員に話していることの中で、もう一回町民のほうを向き、町民をよく見る、知る、それでいろんなことを考えていくというのが来期は非常に大事なかなというふうに思っています。これは、今進めている計画が来期4年目を迎えます。今の計画は、4年掛ける2の計画を設定してありますので、来期の1年間は次の4年間をつくる大切な計画の1年間になります。この計画の1年間においては、もう一度町民の姿をしっかりと見ることが大事で、今は解像度を上げるという言い方をしているのですが、一人一人の困り事や課題や思いにもっと解像度を上げて向き合っていくということです。それと、それに対する対応力を上げるということを自分の中ではテーマとして今は考えています。まだ計画が、各課との打合せがこの議会終了後に始まりますので、その中で様々な話を職員として、よい計画をつくっていききたいなというふうに考えています。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 それでは、1番のほうから質問させていただきます。

まず1なのですが、町長のほうから本当にいろいろとありがとうございました。私も人口減少が最大の課題だということで、それにいち早く取り組むというところで賛同したことがありますので、それに対しては本当にいろいろやっていただいていて感謝しているところでもあります。しかしながら、私は回答としては住民主体の町をお願いしたいと思っています。町長は、先ほど町民を向くというふうなことで、もっと向くことを大切にしたいというふうなお話を言っていましたけれども、例えばどのように町長は向き合っているのか、しっかりと見るとはどういうことなのかとか、一人一人を向き合っていくというのは具体的にはどういうことなのか。私、よく町を歩いてみてくださいねみたいなことはお願いしているのですが、一部のところではなくて、例えば社会福祉協議会に前回の9月議会で行って見て聞いてくださいねみたいなお話をしたのですが、実際に行ってやっているのか、それからなかなか政治の力が、光が当たらない場所も自分で探っていないといけないし、公会堂なんかでは高齢者サロンとかもされていますけれども、そういうところにも行って実際の現場を見ているのか、そこら辺のところをどのように向き合っていくのかということを具体的に教えていただければと思います。

それから、2番なのですが、経費節減に向けてのあれで農村公園とかが30年たっています。全て借地だというふうなことで、とてもローラー滑り台とかあっていいのですけれども、どうしても使い勝手が悪いのではないかな、暗いようなところで。そういうところは考えていただきたいと思っているのですが、そこはどうでしょうかということをお聞きします。

それから、3番なのですけれども、子育て支援に本当に考えていただいてありがたいと思うのですけれども、例えば準教材なんかの無償化というものも、あれは無料化という言葉でいいのだと思うのですけれども、準教材などについての無料化なども進んで考えていただきたいと思っているのですけれども、それから財政調整基金はかなり潤沢になっておりますので、今年の税金は今年にいる人たちにお返しするということがありますので、今年の税収は今年返さないと、そこで蓄積していくのではなくてということで税金も成り立っておりますので、そこら辺のところへ踏み込んでいただきたいのですけれども、どうでしょうかということをお聞きします。

それから、5番なのですけれども、土地開発基金の活用もあれなのですけれども、景観形成ということを私も大分前から言っているのですけれども、秩父市を見ていると、すごい長い時間かかったけれども、町なかがきれいになっています。無電柱化も進んでいます。だから、そこら辺で時間がかかって大変だと思ってしまうのですけれども、どこか1か所進まないに進んでいけないので、そのさあ行くぞという考え方というのはありますかということをお聞きします。

それから、自治活動など、6番なのですけれども、町長は住民に任せて、自治活動に任せて、果たしてできると考えていますかということをお聞きします。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁申し上げます。

まず、町民のほうを向くということの具体的なイメージ、内容についてなのですが、これは誤解なきように、今向けていないということではないと思っています。本当にここは私、横瀬町は職員皆よく頑張ってくれていて、かなり見えてきていると思います。しかし、もう一步踏み込むのがこれから先は必要かなというふうに思っています。これは方向性としては大きく2つあって、1つは困り事です。困り事にもっと寄り添うです。だから、何でも相談室をつくり、何でも相談室に素のままの相談事が上がってくる形をつくっています。現代の困り事は、外からは見えにくいし、あるいは解きほぐしが必要なことが多いわけですから、これを今まで以上に踏み込んでやるというのが1つ、それからもう一つは、困り事とは反対側の住民の皆さんは何を求めて、何があればもっと幸せになるのかという、はやりの言葉でウェルビーイングです。ウェルビーイングをもっと一人一人の立場でしっかり分析し、情報も集め、それを施策に反映させていくということをやりたい、具体的にというと私はそういうイメージを持っています。

それと、当然自分ができるだけ自分の目で見えるのも大事なのですが、やはりそこには限界は必ずありますので、みんなで同じ思い、同じ目を見てコミュニケーションを取り、情報共有し、チームとして進めていくというところに力を入れていきたいなというふうに思っています。これが1つ目です。

2つ目、農村公園です。横瀬は、遊休資産はありますけれども、これは比較の問題になりますけれども、他自治体比はかなり限られていると思っています。ですから、限られているので、問題の対処もしやすいかなと。農村公園は、再度どういった使い方ができるかというのを改めて検討してみたいなというふうに思っています。数は少ないですけれども、あそこが好きな方もまだいらっしゃいますし、そこがどうなる

かというのはもう一回掘り下げて考えたいというふうに思っています。

それと、3つ目の質問の財調の話と最後の景観の話は割とリンクをしますので、一緒にお答えをしたいのですが、なぜ財調を積んでいるかという点、1つは今は縮小しているからです。この先も人口減少は残念ながら進みます。財政的にも今日より明日が厳しくなる状況は、恐らく続いていくのだろうという想定でやっています。ですから、縮んでいく中で備えが必要であろうということと、それと先ほどのさあ行くぞのところ、さあ行くぞを今のハードを絡めたさあ行くぞは、それは兎沢町有地であり、中心地であり、あるいは駅前であるのだというふうに思います。そこにはある程度の支出は必ず伴う形になるので、財調はそこに有効的に使っていきたいなということを考えています。

それと、最後の自治活動に任せてできるかは、できないと思っています。今、例えば観光トイレの管理等も、当初の想定とやっぱり状況がかなり変わってきていますので、そこは細かな対応が必要ですし、割り切って行政でやっていくということも必要でしょうし、別のやり方を模索していくということも必要だろうなど、本当に今は曲がり角に来つつあるなということを実感しながらやっています。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 子育て支援で準教材費というのがあります。学校に行くと、教科書以外に学校で用意する準教材については、教育長さんではなくて町長の考え方だと思いますので、お聞きしたいと思います。それが答弁漏れでした。

いろいろありがとうございます。一生懸命やっただけなので、あれなのですけれども、例えば1番なのですけれども、おっしゃることは本当によく分かるのですけれども、例えば幸せは各個人で違います。だから、7,000人の町民の1%の人が幸せと感ずること、10%の人が幸せと感ずること、なるだけ1%ではなくて10%、30%の人が感ずる幸せというのを目指していただきたいと思うのですけれども、そのところの各それぞれが違うのでということのお考えをどう思いますかということ、それでこれはこういうガバナンスとかという本を読みますと、例えば子供さんがいろんなところに町の行事で来たときに必ず何かおまけをあげますねみたいなところにしていくと、子供のときからこの町に対する愛着が生まれたりして、本当に参加することがうれしくなったりするので、おまけをあげることがいいことか悪いかは分かりませんが、例えばペイペイとか横瀬町のプレミアムとかも、大人もそのおまけがついて動いたりしますので、そういうふうなまちづくりもいいのではないかなということを考えていますので、お聞きします。

それから、環境保全なのですけれども、予算の作り方を私はこのところ考えていまして、予算は多分前例踏襲ではないと思うのですけれども、横瀬町では環境保全、例えばソーラーを公共施設に造るといったときに誰が決定するのか、誰が予算づけするのかということをお聞きしたいと思っています。例えば横瀬町の環境基本条例とかがあります。でも、予算の中には振興課の予算ではなくて衛生費の中に環境に関する予算が出てきているのですけれども、それは本当に少ない金額です、環境委員の報酬であったりという。だから、そういう予算の枠組みの中で、前例の中でソーラーを造ります、そのソーラーというのはあれなのですけれども、今もう待たないエネルギーというようなことが、温暖化気温変動でもう待

ったなしに環境についてはやらなくてはならない、自然の再生エネルギーに行かなくてはならないということで、例えばソーラーを町でも造ろう、自家消費しようという考え方は、今普通の流れになっていると思うのですけれども、その辺を例えば少しずつ10年計画で町でもソーラー発電を各公共施設に造ろうといったときに、その一番最初に予算にのせる人は誰なのかということをお教えください。

3番目だからこれでおしまいなのですが、この予算の作り方だと一番最初に、例えば大きな市だと各それぞれの分野で予算があるから、その中でいろんなものが着々と進んでいくと思うのですけれども、横瀬町の予算書を見ると、新しいものにチャレンジするときにその予算を誰がつけるかというところがすごく問題だと思うので、そこの点を教えてください。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、今質問が4つだと思いますので、お答えします。

まず、1つ目が準教材費のところなのですが、これは当然子育て支援をトータルで、子育て支援と教育、人づくりは横瀬町は一丁目一番地で重要事項として上げていて、その中で切れ目のない子育て支援から良質な教育というのは位置づけになっていますので、その中で考えていきたいと思います。だから、それはただにするとかないかと言われれば、ないことはないです。それは、踏み込んでやるということも十分考えられます。

次は、10%とかではなくてより多くのって、まさにそのとおりでして、それをうたっているのがカラフルタウンです。カラフルタウンは、大事な概念として誰一人取り残さないというのがあります。一部の人のみではなくて、いろいろな人がいて、その人なりの幸せを誰一人取り残さずに町がフォローする、町がセーフティーネットになるということを目指してやっていますので、5%とか10%という考えはそもそもないです。

それから3つ目、子供のときから愛着を持ってもらうためのということでは、おっしゃるとおり、そのぐらい踏み込んだ特徴的なことをやるのもありかなというふうにお話を聞いて思いました。

それと最後、ソーラー発電のところは、直接的にどこかと言われたら、それは振興課の環境担当にはなります。ただし、大がかりな話は話の出方とか組合せによって違うケースもあります。まち経営課になることもあるかなというふうにも思いますし、電力のことだと総務課になることも、それはあるのかもかもしれません。ただ、大事なものは環境は大変大事です。ただ、ソーラー発電がどうかというと、やっぱり目に見えた本当に環境負荷が少ない形をつくりたいと思うので、ソーラー発電がいいかどうか、それが大量にある姿が横瀬町の環境のため、未来のためになるかどうかは議論が必要かなというふうには思っています。今は基本的な考え方としては、この町は基本条例を2010年につくっています。その後、環境の問題は1市4町共通の課題ということで、今定住自立圏のほうにのっけていまして、秩父環境基本計画というのを1市4町でつくって共有をして、大きな流れはそこで共有をしているという流れにはしています。

以上、回答させていただきます。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、地域DXの推進をに対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 質問事項2について答弁させていただきます。

高齢者サロン等でのDXに関する出前講座でございますが、高齢者サロンにはこれまでも熱中症や感染症、健康に関する講話など保健師が出向いてお話をさせていただいたり、消防、防災についての話など出前講座を開催させていただいております。出前講座のメニューにはありませんが、スマホ等を活用した事業についても、ポケットWi-Fi等を持参すれば、設備がなくても対応できると思いますので、まずは高齢者サロンの担当へご相談いただければ調整させていただきます。また、町や県等の出前講座もありますので、高齢者サロンの皆様には、改めて出前講座等の情報提供をさせていただきます。

ここ数年で高齢者のデジタル化が急速に進んでいます。町では、高齢者のDX推進の取組として、高齢者等IT機器導入補助金やシニアのためのスマホ教室を実施するとともに、Area898においてITよろず相談等を実施しています。来年度につきましては、リニューアルした総合福祉センターにWi-Fiを整備し、今まで週2回Area898で開催していたITよろず相談を総合福祉センターで週1回開催できるよう計画をしているところでございます。あわせて、スマホ教室や健康イベントDXも実施できればと考えています。高齢者が多く集まる総合福祉センターでITに関する事業を開催することで、相談しやすい体制、ITを活用した多世代の交流等を目指しています。これからも高齢者のデジタル活用支援に努めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは地域DX関連について答弁をさせていただきたいと思っております。

本年3月に策定いたしました人に優しいテクノロジーの活用計画、議員のお話いただきましたが、の各論の中に各階層におけるDXとして、町民の皆様に対しての目標や方向性を示しております。今後、今回のような提案など様々な機会を捉えて町民の方々のニーズを把握しながら、まずは高齢者をはじめ、多くの町民の方々にデジタル環境に親しんでいただき、地域のDXを進めていけるよう、関係各課と情報共有とともに連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 人に優しいテクノロジーの活用計画ということで、私のほうから1点補足をさせていただきます。

今ご質問いただいていることについては、先ほど具体的なページ数もお示しいただきましたけれども、全体的なDXの活用に関するビジョンを示した、人に優しいテクノロジーの活用計画の中に記載をさせていただいております。ただ、これはどちらかというと、大きなビジョン、方向性を示したものでございますので、それをできるだけ実施項目に落とし、ですから例えば3つの場面があるというふうにご説明し

ておりますが、役場職員、役場内のD X、それからまた町民の接点、それから町民のD Xというところ
いくと、それぞれにどんな項目を実施事項として上げていくのかについては、年度内に整理をしてみ
んで共有していこうというふうに考えております。もちろんその中に最初に全てが網羅されるというこ
事は恐らく無理だと思います。まずは、役場内のシステムを変えていくというところに今年度、それ
から来年度はかなり重きを置くことになるかなというふうに思っておりますけれども、並行して町
民の方々のいわゆるデジタルに対する親しみ、それを上げていくということは、その間に並行して
今やっていることの延長線上でやっていくということになります。これについての実施項目を
幾つか挙げて、また追加をしたり、入れ替えたりということで、項目として管理をしながら
進めていければというふうに考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。実際問題相談していただくと、公民館等でも
使えるということでありました。また、A r e a 898以外に福祉センターのほうでも実施して
いただけるということで大変ありがたいと思います。

この地域D Xの推進について、私は知り合いの方から言われたのですが、よく考えてみると、
これって本当にすごく大変なことだな、大切なことだなと思って、横瀬町には各区に公民館、
公会堂があります。そこは、例えば75歳以上として、例えば80歳として、車が運転できな
くなくても、そこには歩いていけるだろうという気持ちを持つ人が多いと思うのです。
例えば選挙投票なんか各各地区でやっています。町民会館だけでなく各各地区でやっ
ているということは、より多くの人が行っていただきたいということで各
各地区に分かれていますので、横瀬町でも各区の公会堂の利用についてもとてもいい
関係だと思いますので、そこの歩いていける場づくりということで、私はそれこそ
ウェルビーイングですか、人生を楽しめると思いますので、A r e a 898、福祉セン
ターだけでなく、将来的には各区に行き、例えば地域おこし協力隊の方とか区
の担当の方いらっしゃいますので、その方が各区の公会堂に行き、こういうことを
やりますよという、集まってくださいね、お年寄りから子供さんまで大丈夫ですよ
ということをやっていたら、今A r e a 898でやっているようなことをそこに行き
、やっていたら、より一層町の方も喜ぶと思うし、身近になると思うので、その
点を1点教えていただければと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 大野議員の質問に今度は私からお答えします。

おっしゃるとおりだと思います。今町が目指しているカラフルタウンも、温かい人の輪
がたくさんあるのです。温かい人の輪がたくさんというのは、中央集権的にどこかとい
うことではなくて、いろんなところに小さな輪があるというのをイメージしています。
そういう意味では、各各地区の拠点をうまく使って、そこで新しい交流拠点ができ
るといいことだなというふうに思っています。なので、今だと高齢者サロンがちょ
っと近い形かなと思うのですが、ああいうことだったり、あれを世代をもう少し

多世代型にしたりですとかというところをいろいろ工夫の余地はあろうかなというふうにお話を聞いて思いました。

いずれにせよ、ここに集まれではなくて、議員がおっしゃったように、こちらから出ていけ、それから歩いていける距離のところにとまり場があるというのですか、というのは横瀬町が目指す方向にも沿っていると思いますので、いろいろ検討してまいりたいなというふうに思いました。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、男女共同参画社会推進条例策定についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項3について答弁いたします。

男女共同参画社会推進条例は、国の男女共同参画社会基本法に準じて地方自治体が男女共同参画社会を実現するために必要な基本的な理念や自治体、住民の責務、推進体制などを規定したものであると認識しております。現在、町では第3次男女共同参画プランにより、男女共同参画社会実現のための施策を進めておりますが、この第3次プランは令和5年度に4年間の計画期間が終了いたします。このことから、来年度、次期第4次プランの策定作業を行います。この作業に合わせて条例策定につきまして進めていきたいと考えております。

県内で条例を制定している市町の条例の内容は、国の法律に準じた理念的な条例が多い状況です。町で条例を策定する場合も国の男女共同参画社会基本法を基本とした理念的な条例の形になるかと思いますが、他自治体の条例を研究しながら策定作業を進めてまいります。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。今の答弁ですと、つくっていただくということでした。そして、来年度の作業と合わせてつくっていただくということだったのですけれども、今まで6か月間あったわけなのですけれども、町長、よくスピード感と言います。私、この条例についてはお金もかからないことなので、かなり強くお願いしているのですけれども、ずっと昔の「鄙の論理」という細川護熙さんと岩國哲人さんの本なのですけれども、スピード感ということで、陳情とかに対して来週の終わりに答える、1か月以内に答える、3か月以内に答える、議会に相談する必要があるから3か月なのだと思いますけれども、大体そのことで決まるって。大体人間は、30分も集中して頭をひねれば答えが出るものなのに、その時間をいつまでも見つけようとしないうことで、やれることはその場で片づけてしまうという姿勢が行政には欠けていると思いますということで、町長もよく行政のようなやり方はよくないというふうなことをおっしゃっていますけれども、この条例についても、私もちょっといろんなところを見て、こんなのはどうかなというものを作りました。ここにありますけれども、もう6か月たっているわけです。これからまた12月から3月まで3か月あるわけなのですけれども、今年度中とは言いませんけれども、いつかというのはいつなのか教えていただければと思います。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。
総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 再質問に答弁いたします。

速やかに策定作業を進めてまいりますけれども、今年度中はちょっと無理かもしれませんが、6月までには策定したいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再々質問。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 どうもありがとうございました。6月まで楽しみに待っておりますので、よろしくお願いたします。

それで、この質問の最後になると思うのですがけれども、第1回の質問のときなののですがけれども、新しい予算をつくるのは町長が考えないと、各課長に言わないとできないでしょうということ言いたかったので、ちょっと答弁が違ったので、そこだけ訂正して、質問を終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

○若林想一郎議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時08分

○若林想一郎議長 再開します。

○若林想一郎議長 次に、10番、関根修議員の一般質問を許可いたします。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長よりご指名を受けましたので、通告に従い一般質問いたします。今回は、町の基本である教育、医療、生活インフラ等の施策、支援状況、または今後の課題、展開について質問いたします。

最初に、今日の社会的課題として少子化問題、家族構成の変化、格差社会の進展、これらによる子供の貧困問題等が今後ますます懸念されます。これらの観点から、1、子育て支援及び教育支援について、要旨明細①、子育て支援として、当町ではどのように実施していますか。

②、幼児教育から小学校、中学校、高校、高等教育機関（大学、専門学校等）においてどのような教育

支援を行っていますか。

③、今後、教育費や給食費の無償化や入学時の諸費用の援助等、具体的な施策をお聞きします。

④、児童生徒の通学時の安心安全対策について質問いたします。

次に、安心安全な暮らしの基盤として医療インフラの整備拡充は喫緊の課題であり、重要課題であります。当町におきまして公的医療機関はなく、個人病院に頼るだけです。秩父地域の医療体制を充実する必要があります。

これを踏まえて、2、地域医療について、①、秩父地域及び横瀬の医療体制の現況について。

②、今後の課題、展開についてをお聞きいたします。

次に、高齢者世帯や低所得者層の増加傾向が進んでいます。老朽化した家庭の設備や水道設備等の修繕時の費用が高額になることが予想されます。家庭の必要なインフラであります。

これを踏まえて、3、家庭インフラ整備について、①、現在、水道の漏水時の救済制度はどのようになっていますか。

②、その他の家庭インフラの整備について行政の補助制度はありますかを質問いたします。

以上、壇上での質問は終わります。

○若林想一郎議長 質問1、子育て支援及び教育支援についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、要旨明細1について答弁させていただきます。

少子化やライフスタイルの変化、またニーズの多様化といった子育てをめぐる状況の変化を踏まえ、切れ目ない子育て支援を町は掲げております。具体的な事業といたしましては、妊娠前にはマイエンゼル支援、妊娠期における妊婦訪問等や産婦人科によるオンライン相談を、また出産後は新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業や小児科医によるオンライン相談などの相談支援を実施し、母子ケアの充実に努めております。また、未熟児入院医療やこども医療の助成、定期予防接種費用の無料化など、子育てに関わる保護者の経済的な負担軽減を実施しております。コロナ禍での子育ての不安から孤立しない支援を行い、子育て期を通じたいつでも安心して相談ができる体制を取っております。一人一人の子供の発育、発達に応じた相談を行い、安心して子供を産み、健やかな子育てができるように、子育て家庭などに寄り添い、妊娠前から子育て家庭までの切れ目ないきめ細やかな子育て支援を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項1、要旨明細2、教育支援のうち、小中学校で行っている特徴的な教育内容として、ICT教育、特別支援教育について答弁させていただきます。

令和2年度、横瀬小中学校にも1人1台端末と大容量ネットワークが整備されました。本年9月からは、小中学生が端末を日々持ち帰って家庭でも利用できるようになっております。そのような中、9月以降幾つものクラスで学級閉鎖がありましたが、その際すぐにオンラインによって学校と家庭がつながって連絡や授業を行い、子供たちの学びを止めない継続的な教育支援に大いに役立っております。今後、授業にお

けるコミュニケーションツールとして使用することを推進してまいりたいというふうに思っております。

次に、特別支援教育についてです。本年度は、小学校で4クラス、中学校で1クラス、特別支援学級があります。児童一人一人のニーズに少しでも多く支援できるよう、町教育委員会では小中学校に特別支援学級支援員を1人ずつ配置しています。今後とも保護者の理解を得ながら、児童生徒一人一人の自立と社会参加を見据えて教育支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、質問事項1、要旨明細②、③についてご答弁をさせていただきます。

教育支援の金銭的な面でございますけれども、小学校、中学校では経済的な理由により就学が困難な児童生徒及び町内小中学校に次年度入学予定の者の保護者に対して就学援助を行う事業を実施しております。具体的には、学校用品、通学用品等を含めての援助でございます。また、高校、高等教育機関（大学、専門学校等）における支援といたしましては、奨学資金の貸与等を行う事業を実施しております。

続きまして、給食費の無償化についてでございますが、現在は小学生が月3,800円、中学生が月4,400円の給食費を徴収しておりますが、第2子目以降の分につきましては、給食費の助成事業におきまして助成をしております。また、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金において緊急対策の柱立ての一つとなりました、学校給食費保護者負担の軽減ということがございましたので、10月から来年の3月、令和5年の3月まで給食費の免除を実施してございまして、実質無償化の状態となっております。来年度以降につきましては、この交付金がいつまで続くか分かりませんが、財源確保が課題となると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項1、要旨明細4について答弁させていただきます。

通学時の安全安心対策ということでございますが、その中で通学路の整備ということについて、小学校近隣では夏休み中に草刈り、看板の新調を行いました。また、今後町道5号線沿いには小学校の工事と合わせ、信号機の設置要望、看板の設置を考えております。引き続き、児童生徒の安全安心が図れるように努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 前段で、支援状態というのは平均的に他町村でもやっていることが行われているなということは分かりました。横瀬町ならではのものがあのかなと思いますけれども、その辺強調するものがあれば、まず1点聞きたいと思います。

それで、実は最初に子供の貧困ということですか、生活困難家庭という言い方もあるのですが、全国的に見て所得的には平均値がそんなに多くないのではないかなって思うのです、横瀬町の所得状態が。

子供の貧困とはということで、子供が総合的貧困の状態にあることを指した言葉ですと、日本は現在、この子供の貧困率が非常に高い状況にありますと、2018年時点での子供の貧困率は13.5%ですと、これは2018年において可処分所得というのですか、127万円未満ということですが、具体的には日本では7人に1人の子供が相対的貧困であると、2世帯であれば世帯収入が約200万円以下、3人ですと250万円以下に置かれているとされていますと、これはこれでいいのですけれども、さらにひとり親家庭の場合は、母子家庭、父子家庭、父子世帯ですか、その貧困率というのは、母子世帯だと50%が貧困、父子だと20%が貧困という、超えているということなのです。これはOECD加盟国の中で最悪の水準なのです。世界全体的には日本が本当に恵まれているのかなとか、裕福なのかなという感じがしますが、こういう先進国の中で比べるとやっぱり最悪の水準だと。経済困窮というのは、それ自体の問題なのだけれども、さらに虐待や孤立といった深刻な事態を招く点であるので、これは解決しなければならない問題だと思います。本を読んでも、そういうふうにかなり書いてある本が多いです。

実はこの貧困の世代連鎖というのが教育程度というのか、就学程度にも関わってくると思うのです。子供の貧困対策に関しては、学校現場に現れた一つ一つの問題を洗い出して、教育費というのですか、僕が言っている支援というのは実は経済的な支援もありますけれども、そのケア、システマ的な場の設置というのですか、そういう相談窓口だとか、何でも相談ありますけれども、そういうケアの整備がすごく必要なのではないかと思うのです。先行きは公教育の完全無償化というのに向けて施策を行い、財源の確保をするということが理想なのだと思います。もちろん今生活保護だとか準要家庭だとかいろいろあって、それはある基準でいわゆる選別主義ですよ。これは、個人情報ですごく管理されていると思いますけれども、人権的な問題とか、あるいは差別的な問題を生む要因でもあります。ですから、普遍主義というのですか、全員に本来出すべきなのではないかなって考えます。憲法には26条に義務教育はこれを無償とすると書かれていますが、教育基本法の5条4項では、要するに国や地方公共団体の設置者に授業料だけ免除という、授業料を徴収しないという記述があるのです。実は1900年当時の水準のままだという人もいます。戦後になったのだけれども、本来の意味の無償という意味が憲法で規定されている、その議論されないで、それは財政状況で取りあえずこの部分と、授業料ということなのだけれども、その授業料の規定もちゃんとしていないのです。教科書代だけは無償化にその後なったのですけれども、時代の変遷、社会の構造的変化に応じた考え方が国全体、あるいは地域でも議論されていないのではないかなって思います。

これは、ちょっと本から取り出したあれですけれども、国と地方自治体合わせて公的支出は、小学校で1人当たり94万円、中学校が107万円、高校が1人114万円なのだそうです。だから、おおむね子供1人当たりにつき100万円という計算になりますが、公的教育費に対して私的な教育費は、平成26年度文科省の子供学習調査というので示されているのですけれども、公立小学校は1人当たり32万1,708円、これは学校教育費と呼ばれるものが5万9,328円ですか、6万円弱で、学校給食費が約4万3,000円ぐらい、あと塾代等の学校外活動費というのが約22万円ぐらいあるのです。中学校は、1人当たり約48万円です。学校教育費が12万8,960円、学校給食費が3万8,422円ってあるのですけれども、この中学校が給食費が少ないというのは、完全給食をしていないところがあるので、その統計的な誤差があるので、横瀬町も1人当たり大体3万8,000円と4万4,000円ですから、それ掛ける12倍ということですから、中学校のほうが多くなるのは当然なのですけれども、この統計では入っていません。それで、塾代等のという外の値段が31万4,455円

ということなのです。このうち学校で徴収する保護者負担というのは、学校教育費と給食費になりますから、小学校で10万円台、10万円ちょっと、中学で17万円弱になります。学校給食費が全体の42%です。本来この教育費というのは隠れ教育費って言われています。本来だったら、要するに憲法の趣旨だとか、学校教育法というのですか、その趣旨でいくと給食も教育課程の一環に入っているのです。だから、細かく言うと、学校給食費が全体の42%で、通学関係費、交通費以外にもって書いてあるのだけれども、関係費というのは交通以外にも制服、ランドセルなどの通学用品、図書・学用品・実習教材費というのが筆記用具、文具、裁縫用具、材料費等です。学校納付金等というのが学級費、児童会費などがあるわけです。それと、修学旅行・遠足・見学費、強化活動費というのがクラブ活動、運動会、学芸会等であるということなのですけれども、そのほかにも学校の徽章を買ったり上履きを買ったり、卒業記念写真代とかがあるということです。要するに私的負担がかなりあるということなのです。実は統計で出ているのですけれども、90%が公的な支出なのです、全体の。ほかの10%というのが私的負担なのです。しかも、国の負担が1なのです。10%なのです。設置義務の県とか地方自治体は80なのです。だから、1対8対1なのです。それで、国の権限が結構強いのです。だから、本来だったら自治体、設置しているところで拠出しているところの意向が反映されないはずではないかということもあるのです。

簡単に言うと、10万円のうち40%が給食費ですよということなのです。僕は8年前、富田町長と一応やりましたけれども、8年前に僕の主張なのです、ちょっと誤解もありましたけれども。ですから、8年たって町長が言うように子育て支援は当町の一丁目一番地だと言ってはいるのに、給食費が無償化にできないというのはちょっとどうなのかなということなのです。だから、簡単に言うと、給食費ただにしたらどうですかという提案なのです。ただという言い方は、法律上まずいのかもしれないですけれども、無償化。実は前にも質問しましたが、山形県の鶴岡のお寺さんの団体がそういう学校をつくって、そこの子供たちがお昼ぐらい食べられないとかかわいそうだよねというので、貧困対策から始まったのが給食です。それが昭和22年ぐらいまで続いたということなのです。その後、昭和29年に学校給食法ができて、昭和29年当時できたときも実は無償のところもありました。そのときの文科省の見解も、実はこの後あるのですけれども、今いろんな例を調べると、一番大きいのが市川市かな、最近、50万都市と東京都葛飾区、これ46万、この規模の自治体が令和5年の1月だったかな、葛飾だったか、完全無償化なのです。これだとかかなりの額かかりますよね。それと、群馬県においては20万都市の太田市、太田市はここに大野伸恵さんもいますけれども、十何年前に視察に行って、すごく先進的な清水さんという市長さんです。僕の大学の先輩で塾をしていた人なのです。だから、その人にお会いして、本も出しています。すごく先進的なやりました。弱者対策がすごくそのとき立派でした。障がい者が障害者年金だけだと食えない。親がいなくなったらやっていけませんということで、太田市の花は障がい者が作った花で、そこで3万円なら3万円払ってあげるよ、そういうシステムをつくりました。トマトを作る、トマトなんか高級なものを作ったほうがいだろうというのだけれども、なかなか本根を切ってしまうとかうまくいかなないので、その後どうなったかは分からないけれども、当時そういうことをやっていました。その方が実施するという。これは、太田市の場合は、ちょっとネット見れば分かるのですけれども、財源まで全部出ています。幼稚園の私立化、要するに公的保育所の私立化だとかなんとかのお金とか、今言った土地開発事業のあれも何

とかなんて何億円かそれで捻出しますという財源も出ていました。こういうのはちょっと珍しいと思うのです。そういうことなのです。埼玉県は滑川、もちろん東秩父、小鹿野町、美里町ですか、群馬は8ということなのです。

学校給食法というのは、さっきも言ったように食育云々であるので、学校給食費は無償とすることが望まれるのですけれども、給食法11条2項で規定があるので、無償化にしかならないのだけれども、一応それを遵守している団体が多いのです。食材は保護者負担。でも、実は文科省の考え方は、地方自治体が給食費を税によって賄うことは差し支えないという判断を行っている、こういうふうに書いてある。最初に言いましたけれども、昭和29年当時も問題になったのです。そのときにそういう見解も一部は言っているのです。実は立憲民主の城井崇議員が質問主意書というのを出しているのです。それもちゃんとネットに出てきますけれども、それには設置義務者と住民で相談して決めるみたいなことが書いてあって、現状は生活保護だとか準要保護者だとか、そういうところには補助金を出していますよみたいな回答なのです。参議院でも福島瑞穂さんなんか質問しているのだけれども、国全体で無償化にしろというのと、4,000億円から5,000億円ぐらいかかるということなのです。

私は、子供を育てることは、未来の日本を支える人材を育てることなので、社会全体で支えていく必要があるというのが僕の政策趣旨なのです。中でも食というのは重要で、将来にわたって健康であり続ける礎であるのです。子供の成長を社会全体で支える仕組みが必要で、その一つが学校給食費の無償化なのです。しかも、普遍主義、これ制限設けなくて完全無償化により、人権的配慮や偏見差別がなくなることを配慮する重要なポイントの政策だと考えています。ですから、ぜひこの際次の予算に、一応3月まではただということですが、来年度予算に反映していただきたいのです。

1つ聞きたいのですけれども、今まで補助している面もありますよね。幾らあればできますか。そういう試算ができますかということなのです。僕は持っていますけれども、一応聞きます。

それと、安全というのが教育長も言われたのですけれども、道路整備だとか、そういうのはよく見ていて、うちの前の通りも看板が立っていてよかったなと思います。ただ、1つ先ほども大野議員が言ったけれども、草刈りです。特に通学路の草刈りは、僕自分のところで途中までやりますけれども、暇だからボランティアでやったこともありますけれども、やはり繁茂期にはかなりあります。中心地は町の予算、県と相談して、無断でやることは難しいですけれども、やったほうが僕はいいと思います。やっぱりまちづくりということは、それが丁寧なやり方だと思いますので、それはぜひお願いします。

それと、ここで通学時の安全というのは、ヒアリングのときも言いましたけれども、ランドセルの問題が、無償配布だとかいろいろありますよね。経済的な問題で秩父市が補助金を出すというのですけれども、そもそも5キロのあの丈夫なかばんを肩でしょって両手が使えるからといっても、1年生から必要なのでしょうかというのが、孫もいるので、疑問なのです。僕の孫もあのかばんを持ってお迎えに行ったりしてやっていますけれども、かなり物が入っていると重いです。だから、本来の安心安全を考えるのだったら、もっと軽くて丈夫な素材で安価なものがあるのではないかなと思うのです。実際調べるとあります。1万円前後で十分あるのです。それ用に作られているのです。だから、一度原点に返って議論したらどうでしょうかということなのです。これ学生服もそうなのです、中学の制服。安全安心ということは、よく考えるとずっと着ていますよね、1つ。衛生的ですか。楽は楽です。寝たまま着ても平気だから。だけれども、

本来そういうことが必要なのかということも考えたらどうなのかなと思います。だから、安心安全という観点がちょっとずれるかもしれないけれども、でも本来しょっているものが重過ぎたら転んだりとか、両手を使えるといってもかばい手で折ってしまうということだってあるのです。もうちょっと軽く、これ議論したほうがいいと思うのです。これはいろんなところで議論が出ています。秩父市の無料のときに秩父市の議員と言ったのだけれども、ある古い議員が関根、あれだよねと言うので、議論が違うよなと言うのだ、無償とか無償ではないって。もともとこれが適切なかどうかということも考えたほうがいいよねという言い方をしたので、なるほどなと思いました。ですから、その辺をどうしたらいいのかなと思います。

こんな言葉があります。問題意識がなければ物事って進まないのだけれども、一応1の質問はここまでなのです。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、再質問について答弁させていただきます。

まず、町の子育て支援の特徴ということでございますけれども、横瀬町の場合には4月に健康子育て課ということになりまして、子育ての担当、福祉担当の部門と、あと保健の部門が合併しまして、1つの課の中におります。そういった意味で、例えば先ほどの児童虐待があったりした場合には、その児童のほうの担当と保健師のほうですぐに連携をすることができ、相談等もできます。そういった対応ができるということが特徴です。

もう一点といたしましては、子育て支援の場合には子供さんが生まれてから、例えば小学校、中学校を経て大人になるまでということ想定しまして、保健師のそういった相談、オール相談に関しましては、保健師を地区担当制にしておりまして、ご家庭においては生まれてから大人になるまで1人の保健師が寄り添いながら支援を行っていくという体制を取っております。そこで、そういうことによりまして、例えば子育てだけではなく、いろんな部門の問題が各ご家庭にはあるかと思っておりますので、そのところを丁寧に相談支援をしていけるということが町の特徴というか、今の現状で自信を持っているところです。

以上でございます。

○若林想一郎議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、再質問のうちの横瀬町ならではの教育支援という部分、そしてランドセル、制服について答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど1回目に答弁をさせていただきましたが、ICTの教育と、それから特別支援の教育は、私は横瀬町ならではの教育になるかなというふうに思います。もう少し付け加えますと、ICTの推進状況なのですけれども、県が実施した、つい最近、2学期に入ってから調査なのですけれども、これではいろんな点で県内で上位になってきております。例えば平時における端末の持ち帰りであるとか、それから授業で使う場面の中で例えば児童生徒が自分で調べる場面、あるいは自分の考えをまとめ、発表、表現する場面、教師と生徒がやり取りをする場面というあたりでは、非常に高い位置で今推移しているというふうな状況になっています。これはどうしてかといいますと、1つは学校の先生方、特に横瀬町の場合には、中

学校がまず非常に推進役をしてくれて、それを進めた。その使い方が小学校にも進んできたということがあろうかというふうに思っています。

それから、特別支援のほうは、まず1つは小学校では、何年か前になりますけれども、私がお世話になっていた頃に比べて非常に小学校の児童が増えています。これはもちろんほかのところでも増えていたりしていますので、そういう部分もありますけれども、保護者の方に理解を得ている、だからそこに入っていくことが自立につながっているということが理解されてきているのかなというふうに私は思っております。そんな関係で、私のときには5人とか6人という状況が多かったですけれども、今年は今16人の、児童数が減ってきている中でも16人の子供がいるというのは、そこで自立ということが図れているというふうに考えておるところでございます。

以上が1つ目でございます。

2つ目にランドセルの関係でございますが、議員さんおっしゃるように、小さい子が重いランドセルを背負うというのはやっぱり安全安心の面からももちろん心配はあろうかと思えます。まず、横瀬小学校ではランドセルを使わなければいけないという規定はないので、議員さんがおっしゃっていらっしゃるようなメーカーのランドセル、そういったものを含めて安全に登校できるものを使用していただくということに全く問題はございません。また、安全安心という観点からは、重さを軽減するような背負い方の指導ということも個別に指導もしているという状況でございます。

制服についてでございますが、制服については横瀬中学校の生徒手帳の中に中学校の生徒心得というところに服装規定というのがありまして、また内部規定でも指導基準も定めておりまして、議員さんからご心配もいただいておりますが、保護者からも理解を得ているものというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 教育次長。

〔町田一生教育次長登壇〕

○町田一生教育次長 私からは、給食費につきまして、無償化した場合どのぐらいのお金がかかるかという内容についてですが、参考に令和3年度の決算額での給食費なのですが、小学校、中学校合わせまして、552人分で2,614万8,400円のお金がかかっております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後私のほうから答弁させていただきます。

まず、全般にわたって関根議員からいろいろ示唆に富むお話をいただきました。大変共感するところがあって、まず子供を育てることは社会全体で支える必要があるということです。これはそのとおりだろうというふうに思います。横瀬町では、それを実践していきたいというふうに思います。

という中で、まず横瀬町ならではのところ、今子育て支援と教育委員会のほうから答弁させていただきましたけれども、横瀬町は切れ目ない子育て支援というのを掲げています。切れ目ないというのは、生まれる前から子育て期まで切れ目なくということで、かなりオリジナリティーのある政策をやってきて

いると思っています。例えばほっとハグくむママサロン、新井議員にご提言いただいて、それが契機となって始まったわけですが、横瀬町の取組がいいということで、今1市4町で共有する取組に広がっていて、これは横瀬町発祥です。

それから、よこらぼで提案があった小児科オンライン、産婦人科オンラインは、今我が町の教育、子育てインフラとしては大変大切なインフラになってご好評をいただいています。

それから、祝い金の類いです。出生祝い金、入学祝い金等々をやっている、これは手がけたのは早いほうだと思っているのですけれども、大分周りもインフレぎみになってきているところもあるので、これからまたさらに考えていきたいなというふうに思っています。

それから、5歳児健診です。切れ目ないというところで、入学前の5歳児健診も横瀬町がいち早く入れたりしてやってきています。

コロナ禍で出生数大分減って心配していたのですけれども、令和3年の合計特殊出生率の数値が出まして、また県で2番になりました。1.47で絶対水準は低いのですが、1番が滑川で1.48、僅差で2番ということで、何か頑張っていきたいなという気持ちになるポジションにまたなりました。

さて、それで、その中で来期どうするかというところです。さっきの経済支援は、もう少し積み増したいと思っています。これは、横瀬町は先駆的にやっているとと思っているのですが、その間周りが例えば出生祝い金は秩父市さんも上げましたし、小鹿野町もたくさんありますし、そういう状況もあったり、それから今コロナを経て多分いろんな支援がされていて、例えば非課税世帯へのというのはあるのですけれども、やっぱり出費が多い子育て世帯にはまだ足りないというふうに思っています。そこはぜひ厚くしていきたいなと思っています。

今申し上げられるところでいくと、中学校卒業したときに高校に行く子や、高校ではなくても横瀬町を出ていく子たちみんなに少し支援があってもいいかなというところを考えていますが、給食費のところはなかなか難しいかなというふうにも思っています。私は、子供を育てることは社会全体で支える必要があって、そのとおりで、あとは国との役割分担、ここは強く言っていきたいというふうに思っています。というのは、少子化の問題は国の問題、全国一律の問題であるわけですし、国がもう少し踏み込んだ支援をしていただくべきであるというふうに思っています。今の現状でいくと、各自治体がチキンレースのような状況で、一般財源を削って競争的にやっている状況が果たしていいかどうかというところは、自分としては考えてしまいます。給食費に関しては、今の形、つまり第1子にはいただく、支援が必要な世帯はいただいていなくて、第2子以降いただいていないというのは、これはこれで据わりはいいかなというふうに思っています。追加で一般財源を削っていくということなので、やれるかやれないかでいくと、やれる可能性はもちろんあるのですけれども、1年間で二千五、六百万円の支出、10年だと2億6,000万円の純持ち出しをこの町が耐え得るかというところ、そこは少し財政を預かる者としては心配になるところがあります。

ですので、私からの回答としては、子育て支援の経済支援は拡充はお約束できると思いますが、給食費全部ただにするは、まだ来期は踏み込むことができないと思います。

私からは以上です。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 実は僕がこれ立案したときは、時間があれなので、こういうことなのです。給食費だとか教育費の無償化というのは、本当に要するに国のほうでは分からないですよ。要は自治体の末端の町だからこそ視点があるのです。現場主義の視点なのです。何に困っているか。これは無償化をする自治体がするのです。今回の統一教会の救済の法案を見ても分かるでしょう。一生懸命やった弁護士さんたちのことを最後の最後は多少聞くのだけれども、全然現場の国会議員は何か1段上で、悪用されたらどうのとか、そういう対処でやってしまっているのです。僕が思うには、いろんな自治体がチキンレースといったけれども、とんでもないのです。やっていくことによって国が動かなければならなくなる。要するに吉田さん、滑川の町長さんが僕ちょうど議長会ときのパートナーでしたので、そういうことを言っていました、地方から発信するのだと。だから、これが地方創生と現場である小規模自治体が機動力ある政策を実施して国に分からせる、高圧的に言えば、国を誘導するということが地方自治体の使命なのではないかなと、特にこういう小さい自治体、基礎的自治体だと思うのです。ランドセルのことも実は何も問題にしなければ問題にならないのです。だから、教育の負担も、給食費も払って当然、大学も高額なお金払って当然、しかしこれでいいのだろうかというところに立ち返らないと、やはり本来無償化であるべきことができないということなのです。

いっぱいあるのですけれども、板倉町の町長さんが最後にこういうことを、自治体が抱える少子化対策を大きく前進する目的をと思いついて決断した実施ですと言うので、だから僕は2,600万円が10年間で2億円って、それ論理のすり替えで、2,600万円だったらできます、財政的にも。それは優先順位を変えればいいだけです。できると思うのです。道路の改善を少し遅らせるとかできます。2,600万円ができなくて財政的に不安だというのだったら、町長辞めたほうがいいです。僕が出てもいいですよ、また。これをきっかけに立候補してしまうかもと思うかもしれないです。これは、そういう争いをするのではないですから、ぜひ今年度とは言わなくても、来年度とかちゃんと予算整備してやってほしいと思います。

1問目はこれでいいです。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、地域医療についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、質問事項2について答弁させていただきます。

現在の横瀬町の現状でございますけれども、町には公立病院がございません。町内の医療機関の先生方には、地域医療に対しまして大変ご尽力をいただいているところでございます。また、町の保健福祉事業の推進や新型コロナウイルス感染症への対応につきましても、ご多忙の中、ご協力をいただいている状況にあり、大変感謝をしているところでございます。

次に、秩父市の現状でございますが、公立病院である秩父市立病院は、1966年に開設以来、秩父地域の医療の中核的な役割を持ち、地域医療に貢献していただいております。現在においても、大学病院や秩父地域の医療機関と連携し、地域の二次救急全般を支えていただいております。さらに、新型コロナウイルス感染症の医療対応の長期化から、医師及び医療スタッフ等の不足が懸念されております。

次に、秩父市立病院の現状でございます。内科、外科、泌尿科、整形外科、脳神経外科、小児科、循環器内科等の9つの診療科とする秩父圏域における数少ない病院でございます。病床数は165床となっております。スタッフは、医師20名、看護師108名、その他医療スタッフを含めまして、総数184名の職員体制となっております。直近で公表されている決算データによりますと、令和2年度の収支決算収益は28億671万円、費用は29億6,626万円で、当年度の純損失は1億5,955万円となっております。なお、収入のうち2億8,722万円が一般会計からの繰入金となります。利用者の状況でございますが、令和3年度の入院患者数は延べ2万9,684人で、そのうち横瀬町民は2,564人、利用率は8.64%となっております。外来患者数は延べ7万219人で、そのうち横瀬町民は6,042人、利用率8.60%となっております。新型コロナウイルス感染症の長期化による入院及び外来患者数の減少、それに伴う収入の減少とスタッフの人員不足などが現在課題となっているとのことでございます。

令和4年9月8日付で、2名の町議会議員の方から秩父市立病院の新設に関する要望書をいただきました。秩父市立病院は、横瀬町民にとって大切な病院であり、今後の秩父地域の医療体制を踏まえて、同要望書については町長から秩父市長へ報告させていただきました。

秩父圏域では、医師や看護師をはじめとする医療スタッフが不足し、地域医療への影響が心配されており、秩父地域の1市4町で実施しているちちぶ定住自立圏構想の枠組みの中で、秩父市長を会長とするちちぶ医療協議会が組織されております。ちちぶ医療協議会では、地域医療の問題を地域全体の問題として取り上げ、医師、医療スタッフの確保及び負担軽減、救急医療体制の維持、予防医療やリハビリテーションの充実などを推進するため、秩父地域の医療体制について検討・連携を図っております。また、各市町から財政支援をしており、後期研修医等受入病院支援事業、産科医師・助産師・看護師確保支援事業、救急医療支援事業や医療スタッフ確保支援事業などについて補助金を交付しております。今年度は、秩父圏域の看護師不足の解消のため、魅力あふれる看護学校づくり事業の補助金の交付、そのほか4月から秩父市立病院で専攻医1名の研修が開始されています。今後、医師及び医療スタッフ不足は、地域に必要な医療が欠けてしまうことにつながります。コロナ禍における病院の負担の軽減、救急搬送体制や医療体制の充実への支援を行い、秩父郡市医師会と1市4町で協力連携し、秩父地域全体で推進したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 僕、広域で北堀管理者に質問しました。端折って言うと、質問というより広域化については考える必要がありますと、それともう一つ答弁があったのが、改修したりいろんなことを今後ある時期に考える必要があるだろうという答弁でした。だから、全く否定しているわけではないのだけれども、そんなところです。

これはこれでもう結構です。また3月にでもやります。

○若林想一郎議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、家庭インフラの整備についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項3、要旨明細①、②について答弁させていただきます。

平成28年4月から広域水道局で水道事業を行うことになりました。秩父広域市町村圏組合漏水等における水道料金の減免措置に関する規定によりますと、漏水に係る減免措置は、1件の漏水から1納期料金のみとし継続しないとあります。漏水する月の前、3回の使用水量の平均値を認定基準水量と認定し、認定基準水量を超える部分を漏水した水量として減免の対象にし、対象となった水量の50%を減免し、認定基準水量を加えて料金を算出するものでございます。

家庭インフラ整備について行政の補助制度でございしますが、横瀬町住宅環境改善及び空き家活用促進補助事業でリフォーム補助金と省エネルギー改修補助金がございします。リフォーム補助金では、建物の内外装の改修、居室、浴室、玄関、台所、トイレ改修（下水道引込み工事は対象外）になります。省エネルギー改修補助金では、開口部の断熱性能を高める工事、壁、屋根、天井または床の断熱性能を高める工事、太陽光発電システムの設置、蓄電池システムの設置、電気ヒートポンプ（エコキュート）の設置、家庭用燃料電池（エコファーム）の設置、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の設置、地中熱利用システムの設置、HEMS（エネルギー管理システム）の設置、LED照明器具、LED電球及びLED蛍光管の設置が対象になっております。この補助金につきましては、現在地上部が対象となっております。議員ご指摘の漏水時の修理費の一部を補助金ということでございしますが、給水管の布設替え等をリフォーム補助金に含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 先ほどの漏水って古い家だと壊れるとしょっちゅう、直すと次のところ、次のところってなってしまうのです。老人家庭多いから、やはり広域ではできないと言われたものだから、各行政で、個々の町で制度をつくるしかないのかなと思って提案しました。だから今後、今の言った答弁ですけれども、それをうまく利用して、そういう場合には町のほうも説明して利用できるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○若林想一郎議長 以上で10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時19分

○若林想一郎議長 再開いたします。

○若林想一郎議長 次に、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、1として子育て支援の充実についてと、2としてランドセルについてどう思いますかという2点についてであります。さきの質問がありました関根議員の質問と重なる点もございますが、範囲を狭め、主に経済的な考え方を中心にお伺いをしたいと思います。

まず、質問1、子育て支援の充実についてですが、出産時の負担軽減の取組を中心にお伺いします。新聞報道等によりますと、妊娠中やゼロから2歳の子育て支援の充実に向け、政府は2023年1月1日以降に生まれた子供1人当たり10万円のクーポンを配る事業を始める方針を決めたとあります。所得制限を設けず、自治体の判断で現金の支給もできる、また今年4月から12月末に生まれた子は半分の5万円を支給する案を軸に最終調整をしているとのこと。これは決定ではないみたいです。今年度中に希望する自治体でモデル事業として始め、来年度以降も継続するとあります。大変ありがたい政策だと思っています。

出産育児一時金は、現在42万円支給されていますが、まだまだ足りないとの思いがあるようです。そして、本日の新聞報道なのですが、来年度から50万円にしていくという指針が出たということでもあります。厚生労働省が公的病院を対象にした調査では、東京都内の出産費用は55万3,000円であったそうです。私も先日、医師会との研修会でお伺いしたところ、普通分娩で予定どおり退院した場合、50万円から60万円かかっているとの回答をいただきました。計画出産や無痛分娩で処置をした場合や、産後の状態で入院日数が延びた場合はさらに費用がかさみます。出産準備として、紙おむつ、ミルク、ベビーベッド、入浴道具、車のベビーシート等も用意が必要です。ぜひスムーズに支給していただきたいものですが、町の対応をお伺いします。

まず、(1)として、出産10万円クーポンの内容と制限についてお伺いします。基本的に来年1月以降の出産を対象とするようですが、今年4月以降の出産に対しても検討しているようです。また、今年度中に希望する自治体でモデル事業として始めるとあります。孤立しがちな子育て家庭に妊娠期からの伴走型相談支援を導入する狙いがあるようですが、当町、ママサロン等の支援が充実している横瀬町では、モデル事業として取り組みやすいと考えます。積極的に手を挙げて、ここの取組十分活用していただきたいと思うのですが、ここの仕組みについてもお教えいただきたいと思います。そして、行政と家庭の接点があり、支援体制もちゃんとあることから、このクーポンは現金支給していただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

次に、(2)として、出産育児金で賄い切れない費用の補充のために、横瀬町のできることは何かお伺いします。経済的な支給というような観点でお願いします。出産祝い金の見直しと今回のクーポンの対象外……出産祝い金について支給していただいているのですが、これについての見直しもお願いしたいですし、今回のクーポンの対象外となった方で3歳児ぐらいまでの救済は考えられないでしょうか。離乳食や紙おむつ等まだまだ費用は重くかかります。町の対応をお伺いします。

次に、質問2に移ります。ランドセルどう思いますか。関根議員の質問のときに大分出ておりますので、ちょっと戸惑うところがあるのですが、私も一応調べてきましたので、質問させていただきます。ランドセルの発祥は明治時代まで遡るのだそうです。自分の学用品は自分で持ってくるというルールが生まれ、家庭の経済力の差を教育の場に持ち込まないようにするための配慮があったそうです。時代とともに様々なものが登場していますが、現在は色とりどりのカラフルなものが見られます。そして、教科書がB5からA4に大型化し、タブレット端末を使うことが多くなり、ランドセルも大型化したようです。軽量化した商品も出始めましたが、皮製のものはまだまだ重く感じられます。華美な刺しゅう柄や有名メーカーのマークも目立ちます。親御さんや祖父母の方が人気ブランド品を予約するラン活という現象が広がっているそうです。このような背景の中で幾つかお伺いをいたします。

まず、(1)として、文部科学省は平成30年秋に重量などに配慮するよう求める通知を出しています。学校が取った具体的対策と効果をお伺いします。この質問は、昨年12月の定例会一般質問で黒澤議員が詳しく質問されています。持ち物の負担軽減に向けて柔軟な対応をする、持って帰るものを少なくするという対応は取られているようです。置き勉の考え方も示されました。1年が過ぎた今、さらにどのように改善したのかお教え願います。

次に、(2)として、ランドセルありきの現状は変えられないかお伺いいたします。先ほどの答弁で学校指定品ではないとありましたが、厳密には学校指定品ではないと考えられます。しかしながら、入学のお祝いだったり、少しでもいいもので通わせたいという親心、そういうものか分かりませんが、ランドセルは必須と捉えられ、保護者も自然に対応して高額な費用を負担することが当たり前となっているように感じます。ランドセルは、年々高価なものになってきたという思いがあります。ランリュックのような軽量化で安価なものに変えていく指導をする時期に来ているのではないのでしょうか、お考えをお伺いします。

次に、(3)、入学祝い金のほか、小学校入学時に支援している経済的なもの、何かあるのでしょうか。入学祝い金の倍増は望めないのでしょうか。(2)の質問と重なりますが、経済的な負担軽減対策は何か考えられないのでしょうか、お考えをお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○若林想一郎議長 質問1、子育て支援の充実についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、質問事項1について答弁させていただきます。

出産10万円クーポンは、国の物価高騰克服・経済再生実現のための総合経済対策として創設された出産・子育て応援交付金を財源とするものです。この出産・子育て応援事業は、妊娠届を提出した妊婦等に対して、保健師などが個別に面談して必要な支援につなぐ伴走型相談支援と10万円相当の経済的支援を組み合わせ一体的な支援を行うものです。事業の対象は、妊娠届を提出し母子健康手帳が交付された全ての妊婦とゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭です。

ご質問の10万円クーポンですが、10万円相当の経済的支援のことになります。クーポンの内容といたしましては、出産応援ギフトとして妊娠届出時と、子育て応援ギフトとして出生届出後にそれぞれ5万円相当を支給するものです。出産や子育てに使用できるクーポンのほか、自治体の判断で現金給付とすること

も可能であり、サービス事業などの利用料の減免なども対象としております。妊娠届出時の出産応援ギフトについては、支給対象は妊婦で、妊婦1人当たり5万円相当を支給します。出生届出後の子育て応援ギフトについては、支給対象は出生した子供を養育する者で、新生児1人当たり5万円相当を支給します。10万円クーポンの支給は、令和4年4月以降に出産された方が対象で、児童手当のような所得制限は設けないと国から説明を受けております。今後、12月中に実施される国の説明会の内容を踏まえ、出産・子育て応援交付金を活用させていただき、新たな事業を実施する予定でございます。経済的支援の10万円相当の支出方法でございますが、現金給付による方法を考えております。また、伴走型相談支援でございますけれども、妊娠届出時に妊婦さんと保健師等が面談を行いまして、また出生後にゼロ歳児から2歳の低年齢期の子育て家庭と面談を行いまして、各既存の支援事業、先ほど議員がおっしゃられましたママサロン等の事業を活用させていただきながら、伴走型の相談支援を行っていきたいと思っております。

次に、出産費用についてでございます。出産費用については加入している健康保険から出産育児一時金が支給されますが、出産費用が高額なため保護者の経済的負担があります。町からは、出生時に出産祝い金として3万円、5万円、10万円を支給しており、引き続き実施いたします。新たな事業の経済的支援とあわせ、出産費用の負担軽減につながるよう支援してまいります。また、今回の事業が2歳までが対象となっていることにつきましては、3歳から5歳までは幼児教育・保育の無償化により、ほとんどの子供が保育所等の集団に属しており、未就園児の多いゼロ歳から2歳までの子育て家庭が子育ての負担感や孤立感につながらないように、低年齢期に焦点を当て手厚くするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。幾つか確認を含めて質問させていただきます。

先ほど言いましたが、本日の新聞報道で出産一時金が50万円になるという報道がありました。これから検討して決定していくのですが、この出産一時金と今お尋ねしている出産クーポン券、これは別に支給されるという見解でよろしいかというのが1点目です。つまり令和5年1月1日以降にお生まれの方は、ここで2つ現在の方より恩恵、救済措置があるということでもよろしいかというのが1つ目です。

それから、続きまして、昨年私の一般質問の中で新生児の出生件数が令和3年度は48人を想定しているというご答弁をいただいているのですが、令和3年度の実数、それから令和4年度の想定件数を教えていただければと思います。

それから、次にもう一つなのですが、切れ目のない支援という考え方から、3歳児からは無償で保育関係施設に行けるということで大丈夫というようなご回答をいただきましたが、このクーポンの取扱いをこの区切りだと、どうしても2歳から3歳になるまでの方についてちょっと漏れたかなというような認識があります。来年生まれる方については、もう手厚いというか、救済があるので、その方が上がっていく分には構わないので、恐らく1年だけの考えだと思うのですが、そこに特別な、若干でも紙おむつ代でもさらに上乘せした救済が望めないかというのが再質問の趣旨でございます。具体的に今の課長のご説明の中では、今年の4月から本年12月末までにお生まれになった子は、どのような感じになるかお答えいただいているのですが、決定していないのかもしれませんが、方向性なり、これもお伺いします。

そして、令和3年度生まれの方が対象になると思うのですが、48人ぐらいの方になるかと思いますが、この方のさらなる救済が期待できないかというのが再質問でございます。よろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 では、再質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、出産育児一時金50万円ということになるという予定でありますけれども、今回のこの子育て応援事業10万円クーポンにつきましては、この育児一時金とは別物でございます。出産育児一時金は50万円をいただいて、この子育て応援クーポンの10万円につきましては、別物で支給という形になります。

2点目なのですが、令和4年の出生見込みでよろしかったですか。39名の予定です。現時点でございます。

3点目ですが、今年の4月から12月に出生された方のことについてですけれども、この事業が令和4年、今年の4月以降に生まれた方が今回10万円クーポンの対象になりますので、支給も既に出産をされておりますけれども、妊娠時のものと出産の分の5万円、合わせて10万円の支給の対象となります。

4点目の令和3年生まれのお子さんなのですが、令和3年のお子さんは既に1歳を超えていて、今のクーポンについては令和4年の4月なので、対象とはなりません。ゼロから2歳には当たりませんが、この経済的支援の対象からはちょっと外れてしまうのですが、今回する事業の中では、出産する前から、妊娠期から子育ての家庭というところで2歳という焦点ですけれども、その部分で1歳から2歳までの分については、伴走型相談支援ということで寄り添った支援体制を、より細かく相談に乗りたいという体制を行うというものになっておりますので、令和3年生まれの方は対象となりませんが、支援のほうを充実させていきたいと思っております。

以上になります。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。令和4年の1月から4月までにお生まれになった方、外れてしまうというのが何とも悲しいなと思っております。さらなる経済援助、町長、期待したいところですが、先ほどのように前向きに考えていただけるという答弁をいただくと大変ありがたいと思っております。

それから、祝い金のところで3万円、5万円、10万円というのがありました。これの内訳を教えてください。お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 数字のほうから、3万円、5万円、10万円は、第1子3万円、第2子5万円、第3子以降で10万円という立てつけになっています。横瀬町に関しては、この子育て支援の10万円に関しては、早いタイミングで現金支給ということで、これは決めて、もう進むということにしています。

それと、あとはここ3年間特にコロナの給付金がかかり国のほうからも出ている関係で、私はいつも国の支援、県の支援、町の支援を総合して最適になるようにという組合せで考えています。長い切れ目ない子育て支援といったときに薄いところにやっぱり厚く張っていきたいなと思いますので、先ほど議員ご質問いただいたところも含めて、前向きに検討していきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、ランドセルをどう思いますかに対する答弁を求めます。
教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項2、要旨明細、(1)、(2)について答弁させていただきます。

ランドセルの負担軽減につきましては、携行品、いわゆる持ち帰り学習用具をできるだけ減らすようにする、そしてランドセルの背負い方の工夫について個々に機会を捉えて指導するなどの対応をしております。このような中ですけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただいたのですが、本年9月からクロームブックの持ち帰りが日々始まりました。これは小中学校全ての学年においてでございます。そのため、小学校の低学年においては、これまで持ち帰っていたものの中から、さらに国語、算数の教科書やノートについても宿題や家庭学習で使用しないという場合には、置いておくということで置き勉を増やすようにして、児童の過重な負担軽減にならないように指導をしております。そして、保護者からの理解も得ているというふうに捉えております。

続いて、要旨明細(2)について答弁させていただきます。横瀬小学校では、ランドセルを使用しなければいけないという規定を設けておりませんので、保護者の方が望めば、いわゆる議員のおっしゃるランリュックを使用するということが何ら問題はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 では、質問事項2の要旨明細3について答弁させていただきます。

入学祝い金は、小学校入学時の費用負担軽減のため、児童1人当たり1万円の商品券を現在支給しております。以前、9月定例会におきましても大野議員からも質問がございましたが、入学祝い金の額については、増額も視野に入れて検討したいと思っております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。

私、最近ショッピングセンターというところに行ってきてランドセルというのを眺めてみました。中心価格帯は、7万円から8万円台でありました。有名なスポーツブランドというのですか、そういうブランドのものは10万円を超えていました。近隣では、入学準備購入補助金として1人当たり5万円支給というところもあるようです。しかしながら、この小さな町では財源確保も非常に大変だと思います。ならば経済的負担を軽減するということが大変有効だと自分は考えます。先ほど来言っているランリュックという布

製のものなのですが、軽量で小さな子供の体力にも優しく、家庭の懐にも優しいものであります。導入に向けて検討して、こちらを中心でお願いしますというような強い指標を示していただきたいと願っていますし、導入には華美なものを送りたいというじいさん、ばあさん、祖父母の思いもあると思いますので、浸透させるには時間が必要だと思います。でも、もうここで軽量化、経済負担の低減、これを視野に据えて指標を示す時期、やるべき時期だと考えています。ランリュックについて再度お考えをお聞かせください。

出産時と小学校入学時、費用的にも大変な時期、お金のかかる時期でございますので、重点的に積極的な対応を取っていただきたいと思いますが、ご見解をお伺いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 ただいまランリュックというふうな一つの指針を示すべきではというふうなお話をいただきました。教育委員会としては、まず1つは学用品について先ほども申し上げましたように、これは学校が定めているもので、私どもで定めているものではないので、指標を示すということについてはまだ現在考えておりません。

それから、ランリュックをというふうなことなのですが、実は近隣の中でこれまでランリュックを指定していたのだけれども、それを保護者の声で変えてきたという地域があります。そして、その地域においては、実際にはここ2年間ほど経過しているようなのですけれども、半数以上がランドセルに変わってきている、保護者の声として変わってきているというふうな声を聞いております。そうしたときに保護者の声を聞きながらやっぱり進めていくということも筋なのかなということも考えますので、現在そこを前向きに進めていくということについては、ちょっとまだ考えられないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから2点、まず子供たちのための経済的支援については、前向きに検討していきたいというのが1つと、あとランドセルの問題は、議員おっしゃる問題意識も大変よく分かります。横瀬町は、やはり子供ファーストで考えていきたいと思っていますので、その視点で少し今のランドセルの件は議論してみたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

以上で6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

○若林想一郎議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。なお、本日の内容的に本当はマスクを外したいところなのですが、議場のルールに従ってしっかりマスクをした上でやらせていただきたいと思います。質問は、大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

1つ目の質問は、安心して暮らせる持続可能な生活環境の整備についてでございます。C C R C、コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティーの略称でございますが、これは高齢者が健康な段階で入居し、終身で暮らすことができる生活共同体のことを言い、1970年代のアメリカで始まりましたが、日本においても日本版C C R C構想が2014年のまち・ひと・しごと創生総合戦略に入り、地方創生の観点からも注目されるようになりました。日本版C C R C構想とは、健康な段階で移り住み、要介護状態になっても住み続けることができ、主体的に地域コミュニティーに参加し多世代と交流するなど、アクティブに暮らすことでできる限り健康長寿を目指すものであり、東京圏をはじめとする都市部で生活する高齢者が自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものとして始まりました。この日本版C C R C構想につきましては、平成27年12月定例会におきまして大野議員が一般質問されておりますが、様々なデメリットもあり、現時点では考えていない、様子見の状況というような回答でございました。ただし、この時点での日本版C C R C構想は、高齢者の都市部から地方への移住を前提としたような色が強く、地方の負担リスクが高いように感じられる部分もありましたが、2019年に閣議決定されました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた生涯活躍のまちについて全世代を対象とし、制度の縦割りを超え、誰もが居場所と役割を持つごちゃまぜのコミュニティーづくりを推進する施策として、その位置づけを抜本的に見直すとともに、関係人口掛ける生涯活躍のまちといった視点を踏まえ、都市部との人材循環を通じたコミュニティーへの人の流れづくりや官民連携による事業モデルづくりなど、安定的、継続的なコミュニティーの事業運営基盤の確立に向けた取組を推進するとなり、多様な世代が共存し、助け合うものとなりました。人が集い合うところには助け合いという福祉が生まれ、消費が発生するため経済が循環し、何よりも関わり合うため幸福が生まれるといった好循環が起これと考えられ、またインフラ整備の面でも集約して整備でき、効率がよいため、C C R C構想の考え方は利便性が高く、多様な世代が安全安心かつ快適に暮らせ、環境負担が少なく、人とのつながりを生みやすい豊かなコミュニティーがある中心市街地への町なか移住という、一つの地域の中だけで考えても大変有効ではないかなと思っております。

また、本年3月の定例会にて一般質問させていただきましたスーパーシティプロジェクトは、様々な分野で生活を豊かにしてくれるものであり、C C R C構想と合わせることで、より住みやすい地域を実現できるのではないかと勝手に妄想を膨らませているところであります。具体的には、C C R Cを意識した集合住宅、分譲地、福祉施設、集会所、公園、店舗、その他を整備して小さな町のようなものをつくり、そこにスーパーシティプロジェクトの要素を取り入れて、見守り機能、健康管理、移動手段等を充実させているといったもので、行政としてやりづらい部分はよこらば等のネットワークを生かし、民間に入ってもらうことで解決できるのではないかなと思っております。

ここで要旨明細1でございますが、このような持続可能で安心して暮らせるまちづくりは考えていらっしゃるか教えてください。

次に、核家族が増える中、共働きの家庭も増え、近所づき合いも希薄になっている現在、子供が放課後や休みの日に人と関わり合いながら安心して過ごせる居場所が求められています。こうした場所は貧困対策にもなり、大変有効であると考えます。そのような中、埼玉県ではこども応援ネットワーク埼玉を発足させ、子供の居場所づくりの取組を行っております。

要旨明細2といたしまして、当横瀬町における取組の状況を教えてください。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。子供のマスク着用につきましては、本年3月定例会にて一般質問をさせていただきましたが、学校においてマスクを無理には強要せず、する子もしない子もできない子も、それぞれが尊重される風潮づくりに努めていただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、このマスクに関しましては、3月定例会でも申し上げました、免疫やコミュニケーション能力の形成に影響を及ぼすほか、マスクをすることでむしろ菌が蓄積されているのではないか等、様々な議論があります。つまり様々なメリットとデメリットがあると言われているわけでございます。

ここで要旨明細(1)ですが、現在マスクの着用についてのメリットとデメリットをどのように捉えていらっしゃるか教えてください。

続けて、要旨明細(2)といたしまして、マスク着用の啓発等についての取組状況を教えてください。

質問は以上でございます。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○若林想一郎議長 質問1、安心して暮らせる持続可能な生活環境の整備についてに対する答弁を求めます。まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

議員のお話のように、様々なインフラの整ったある一定のエリアに人が集まり生活をしていくことが一般的には持続的で安心して暮らしていけることにつながるのではないかと考えております。一方で、コンパクトシティ的なインフラ整備には相当に負担もかかりますし、人それぞれ居住場所の価値観なども多様化しており、議員が提案していただいたようなコンパクトシティ的なまちづくりを進めていくことは、まだまだ難しい段階ではないかなというふうにも考えております。第6次横瀬町総合振興計画において日本一住みよい町、日本一誇れる町を将来ビジョン、カラフルタウンを計画の目標に掲げ、この計画の中で5の柱、賑わいづくり、中心地づくりを位置づけております。この5の柱の主な取組では、現在、町民会館や歴史民俗資料館の既存施設をベースにArea898、LAC横瀬、NAZELAB、チャレンジキッチンEngawaなどをエリアとする中心地づくりを進めてきております。この中心地では、町民の皆さん、そして町外の皆さんも中心地に集まり交流することで、このエリアにいると何だか楽しいとか、いろいろな方と話ができてわくわくするとか安心していったような機運が醸成され始めているのではないかと感じております。今後もこういった機運の醸成をより一層図るような仕組みや環境を整え、この中心地に集まってくる、中心地で交流する、そんな町民の皆さんを着実に増やしていき、やがてはこの中心地に、あるいはこの周辺に住んでみたい、移ってみたいと思っただけになるようになったらいいのではな

いかなというふうに思っております。まずは、現在進めております中心地づくりを充実させていき、多くの町民の方がこのエリアに集い、交流することのできる環境の整備、充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○若林想一郎議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 私のほうからは、要旨明細2について答弁させていただきます。

子供の居場所でございますが、まず子供の居場所とは家でも学校でもなく居場所と思えるような場所のことで、子供の安全や安心を守るための最低限のルールを保って、人と関わり合いながら安心して過ごせる場所でございます。人とのつながりや教育、体験の機会を通じて子供の自己肯定感を育み、貧困や孤独、孤立の解消、コミュニティの再生などの役割も担っています。主な子供の居場所は、子ども食堂、学習支援教室、プレイパーク、フードパントリーで、NPO法人やボランティア団体等が活動しております。埼玉県が推進する子供の居場所づくりは、地域全体で子供を育てる社会の実現を図るため、県がこども応援ネットワーク埼玉を立ち上げ、社会貢献活動を主体的に行う団体や個人のネットワークの中心となり、団体が活動を推進しやすい環境づくりや情報発信などを行っております。また、新たに活動を希望する方のためにこどもの居場所づくりアドバイザーがおり、開設や運営、地域とのネットワークづくりなどのノウハウを受けることができ、活動への応援体制が整備されております。

町の状況でございますけれども、埼玉県の登録団体として横瀬町に学習支援団体1団体が登録をしております、平成28年から活躍をいただいております。放課後における子供の居場所づくりのニーズも多く、民間企業や個人の方が子供の居場所を提供していただいております。例えばNAZELABですとかLAC横瀬等ございます。また、町の施設のAre a 898では、今年度、待機児童の解消対策という形で、小学生の放課後における子供の居場所、カラフルを開設しており、地域の方々の支えにより行ってきております。子供の居場所は、地域のつながり合いやネットワーク力を高めていくことが必要で、社会全体で子供を育てる拠点にもなります。また、行政や関係機関などにつなげる地域のセーフティーネットとしての役割もあり、町といたしましては、各関係団体と連携し、子供の居場所づくりを推進していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。まず、要旨明細1のほうに関してなのですが、今日出ている一般質問を見ましても、宮原議員の高齢者の特殊詐欺であったり、大野議員の経費削減という部分であったりとか、また関根議員の地域医療についてだったり、家庭インフラの整備なんていうところはかなりこのCCRC、またコンパクトにまとめてというところは有効なのではないかなというふうに思っております。確かにおっしゃっていただいたように、この横瀬町はちょうどいい感じで今中心市街地プロジェクトを中心町なかプロジェクトがうまく機能しているので、かなりいいものができてきたかなと、まだまだ地元を巻き込むところが出ていないのは課題がありますが、いい状態ができてきたなと思ってお

ります。

私、ここで妄想を膨らませているという表現をさせていただいたのは、3月定例会のときにスーパーシティブロジェクトでグリーンフィールド型、ゼロからつくるという中で、そういう町ができたらすごく夢があって面白いなというふうに、日本の先駆的事例になるのではないかなという部分で、そういう妄想はあるのですが、現実を考えたときに今横瀬にはそういういい状態がありますので、その中でしっかりと引き続きやっていっていただきたいと、C C R C、またスーパーシティブロジェクト、この辺りの考え方をそこに、現在でも取り入れていただいていると思うのですが、さらに取り入れていただいでやっていっていただきたいという思いであります。

その中で、なかなかここは踏み込むのが難しいところではあるのですが、現在いろんなそういう拠点はできてきていますが、居住、住む場所に関しては、町なかの一つの範囲内の中で、そういったものを町が整備するというのはなかなか難しいと思うのですが、一つのデザインとして、そういったことを誘致と言ったら変ですけども、していくというようなことは考えていらっしゃるかというのがまず1点目の要旨明細1の質問でございます。

また、これで調べていくと、全国的にはC C R Cという表現というよりは、町なか居住推進事業というのが結構今出てきているのです。富山市なんかでもそういう事例がありまして、自治体によっては市外、町外からという条件があることもあるのですが、そうではなく、その町の中、市の中でも、どちらかという外れたほうとか、外れたという表現がよくないかもしれないので、山に近いほうだったりという方が中心地に移る場合に補助金が出るとか、そういったことを計画的にやっている事業をしているところがあるのですが、そういったことに関しては今後どうかというのがこの要旨明細1の2点目でございます。

また、要旨明細2のほうに関しましては、まず先ほども出てきておりましたが、L A CやE N g a W A、これがすごく現在子供の居場所として機能しているなというのは……E N g a W Aではない、N A Z E L A Bです。E N g a W Aもそうなのですが、N A Z E L A B、また広い範囲で見ればさくらんぼさんもそうですし、かなり子供の居場所できてきているなど。y o k o z e o h ! 世っ会さんが1つ登録してある団体なのですが、ここは私も所属をさせていただいております、なかなか年間数日しか活動できておりませんので、こういった団体もすごく重要ではあるのですが、やはり日常的にそういう機能する場所というのが必要なのかなという意味におきましては、このL A CやN A Z E L A Bさん、E N g a W Aだったり、この辺りというのは、A r e a 898もそうですが、さくらんぼさんすごく機能しているなというふうに思います。この辺りとの今後の連携、これは県の登録に横瀬町はy o k o z e o h ! 世っ会だけになっておりますが、秩父市なんかだとはいっぱい食堂さん、ゆいっこさんです。秩父こども食堂さん、多世代ふれあい食堂さん、つばき森多世代ふれあい食堂さん、なの花さんという子ども食堂が5つ載っているのです。学習支援教室、プレイパーク等は載っていないのですけれども、こういう形で載っていて、これに載ればいいというわけではないのですが、やはりそういう場所が実際につくられて機能していくということが大切だと思うのですが、その辺りを今後は町はどのように関わって、どのようにしていくかというビジョンをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それと、同じ要旨明細2についてなのですが、やはり地域みんなで子育てをしていくというのは、もうこれは今一番必要な子育ての前提だと思います。そういった中で、地域の子供たちは地域の大人みんなの

子供だよというような風潮を高めていっていただきたいなと思います。具体的には、そういったポスターだったり啓発だったりをしていっていただければいいなと思うのですが、地域の子はみんなの子みたいな感じで、そういった取組はいかがでしょうかというののもう一つの質問でございます。

もう一点、応援のアドバイザーが居場所づくりいると先ほど答弁でもありましたが、ここの連携というのは実際現時点では取っているかどうかというところをお願いいたします。

以上でございます。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

まず、居住場所のデザインというのでしょうか、誘致を考えているかという話でございます。今役場の庁内でそういった中心地や兎沢町有地も含めてですけれども、今議論をしていますので、そういったところでもこの後協議とかも進めながらやっていけたらいいかなというふうに1点思っています。

それともう一つ、町なか居住推進事業の活用をどうだろうかという話でございます。こういった先進事例は研究させていただきながら、検討していければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから質問にお答えしていきたいと思います。

まず、住む場所のところですが、今中心地づくりをやっていると思うのですが、日本の村や町の形成の在り方と欧米とかってやっぱり違いますよね。真ん中に何か広場があって、その周りに家ができるということではなくて、山や地形を生かしたところに家が点在していったというのが日本の集落のでき方、一番いいところは田んぼになっていて、山際に家がみいたのが典型的な姿で、横瀬町も歴史的にはそういう形で町並み形成がされてきています。これと中心地づくりは、両立は自分としてはしていきたいと思っていて、今ある横瀬の各地域地域の特色とか、あるいはそこへの横瀬の中でのミクロの地域性みたいなのは、私は結構大事にしていきたいというふうに思っています。という考え方でいくと、やっぱり空き家対策、もちろん真ん中に集められるのだったらというのはあるのですが、それよりも地域地域の今の歴史的な営みは、そこのこだわり、皆さんこれは横瀬の人ってみんな持っていると思うので、そこは寄り添っていきなというふうには思っていて、できるだけ限界集落が限界集落にならないように、あるいは空き家がしっかりしかるべき使い方をされるようにというふうにはやっていく必要があるというふうに思っています。それと中心地づくりです。中心地づくりは、今いい形でできてきていると思っていて、やっぱりポイントだなと思っっているのは、まずソフト、中身から入っているということです。Area 898も箱があって、箱をつくるのではなくて、ここで何かしたいとか、ここに場所をつくりたいという思いがあって入る。だから、横瀬町はそれで今いい流れになってきていると思うので、最初のソフトの思いですか、そこを大事に広げていきたいというふうに思っています。

これが1つと、それとやっぱり向井議員もおっしゃっていただいたのですが、連携とか結びつけ

るということがすごく大事で、少しずつ違った層の人たちが交わることによって新しい価値や新しい出会いにつながるわけですので、有機的に今ある複数の施設が結びついていくということと、そこに多世代が入っているということ、それから多様な人がいるという状況をつくり続けるということですか、それを主にやっていきたいなというふうに思っています。ですので、どちらかというアドバイザー、どなたかスペシャリティーのある方がいらっしゃるのかもしれませんが、人に頼るというよりも、今の横瀬の広がりとかうねりは大切に広げていきたいなというふうには思います。

あと、子供を地域で育てるは、今横瀬町がここまで大事にしてきたところだと思っています。これに関しては、まだできることもあろうかなというふうに思っていますので、その雰囲気をつくっていくように、こちらを進めていきたいなというふうに思っています。

○若林想一郎議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。大変心強いご答弁をいただきました。応援のアドバイザーを使っていないのも、ちゃんと思いがあってのことだということもしっかり分かったので、そのほうがいいと思います。

その中で、まず要旨明細1についての再々質問になるのですが、こちらの補足でもちょっと出させていただいているのですが、すぐすぐということではなかなか地域性がそれぞれあって、それを尊重するとなると、やはりそれによって町なかという動きをつくることによって、それが崩れてしまうことも実際に出てくると思うのです。それがどっちがいいのかということというのは、これはしっかり考えていかなければいけないと思います。そういった中で、20年、30年先になると、そこに住んでいる方が全然変わってくると思うのです。そういった先を考えて、そこもしっかり視野に入れて取り組んでいていただきたいなど、現状を踏まえつつ、先を見据えるということやっていていただきたいなと思いますので、それを1点いかがでしょうかというのがございます。

もう一点、今度2のほうの関係なのですが、こちらに関して先ほど連携が重要ということで、実際今登録のあるyokozeh!世っ会やNAZELABさんやLAC、ENgawa、またさくらんぼさんなんかみんなで連携してやっていくというのが重要だと思います。その中で、県のほうでは子ども食堂、学習支援教室、プレイパーク、そしてフードパントリーって分けて考えておりますけれども、中には全てにまたいでいる団体もございます。私の理想としては、やはり全てにまたいでいることが理想なのかなというふうに思っておりますので、そしてそこにまたLACでいうコミュニティーマネージャーのNさんのような方が入って一つの、1人とは限らず2人、3人いてもいいのですけれども、ファシリテーションをしていくということも大変重要だと思います。この辺りいかがでしょうかというのがもう一点でございます。お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、1つ目のところ、向井議員おっしゃるとおりだと思います。20年、30年先を見据えてやっていく、

そのために今人口ビジョンもあり、中長期の計画もつくっているというふうに認識していますので、10年後、20年後の町のこうなるであろうという姿を想定しながら、できるだけ先手は打っていききたいという意識で臨んでいきたいと思います。

それと、連携が重要で、向井議員がずっとおっしゃっていただいているファシリテーターをつくるということは、大変重要だというふうに認識しています。先日もイベントでそのお話で、こちらウェルビーイングのイベントだったときに898のほうからそのお声が聞こえて、そのとおりだなというふうに思いました。これからより多様性のあるを求めていくのだとすると、多様性の中にはやはり円滑なコミュニケーションが必要であるし、あるいは誰かが翻訳してあげないとかもできませんし、かみ砕いていかなければいけないというのがあって、その役割を果たす人、ファシリテーターよりももう少し広い意味なのかもしれませんが、町のほうとしてもつくっていくとか育成していくというのは意識してやっていかなければいけないなという思いであります。

○若林想一郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、マスクの着用についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 質問事項2について答弁させていただきます。

マスクの着用については、新型コロナウイルス感染症の防止対策として、せきエチケットのご協力をお願いしているところでございます。ご質問のマスク着用のメリットでございますが、飛沫による感染防止やせき、喉、鼻水などの風邪症状の悪化防止となり、マスクを着用することにより効果が得られております。逆にデメリットといたしましては、呼吸疾患のある方では息苦しさや体調不良になること、また皮膚の刺激による皮膚の炎症、口呼吸になりやすく、口腔内の不快感などがあり、また気温や湿度の高い状況下においては熱中症のリスクもあります。子供のマスクの着用については、今年の3月の定例会においてご質問をいただき、保護者の意向の確認、マスクの着用によるリスクを考慮した対応が必要と答弁させていただきました。国の基本的対処方針、また厚生労働省子ども家庭局保育課発出の保育所における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aや保育所における感染症対策ガイドライン等の通知等に従いまして、乳幼児のマスク着用について対応をしております。乳幼児一人一人の発達状況や体調を踏まえて、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めておりません。着用を推奨しておりません。

子供のマスク着用のデメリットとして、特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えること、また自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスク、保護者の希望などからマスク着用している場合であっても、午睡の際には熱中症リスクが高いことなどが挙げられます。また、着用することにより息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなど体調異変の遅れによるリスクも考えられます。個々の子供の健康面や保護者の意向を確認しながら、マスク着用による子供の体調変化について十分注意しながら保育に当たることが必要です。

マスク着用の感染防止の効果については一定の効果があり、現在はマスク着用が不要な場面も想定されております。コロナウイルス株の特性やウィズコロナ禍での対応など様々な生活の中で、環境や状況に応じた張りのあるマスクの使い方が必要と考えております。マスク着用の啓発については、国の通知等

で、マスクの着用は基本的な感染対策として重要であるとしています。これに基づき、マスクのつけ方、注意事項、マスクの外し方、屋内外での着用などに関してホームページに掲載し、周知しております。町の各施設におきましても、基本的な感染対策の一つとして周知させていただいております。マスク着用については、引き続き適切に啓発してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。こちら、まず要旨明細の1になりますが、デメリットとして先ほどおっしゃっていただきましたが、そのほかに前回のときにも、3月のときにも申し上げさせていただいているのですが、コミュニケーション能力の形成に大きく影響するというのを私一番危機を持っております。また、免疫が下がると言われている、そういった学者の発表もございます。酸素が普通より吸えないわけですから、酸素が入ってこない分、細胞のミトコンドリアの活動が抑制されれば、それが活性化しなければ単純に、それが活性化することでそういった免疫をつくっているというふうになんかでも聞きまし、昔そんな勉強もしたななんていう気もするのですけれども、それを考えれば普通に分かることかなというふうにも思います。また、中にはワクチンを打つことで自然免疫が下がってしまったのではないかなんていうことを言っている学者もいます。これは分からないです。真相は分かりませんが、そういったことを言っている学者もいると、どっちの意見もあると、その中でどっちを取るかというのは、これはもうすごく難しいことでもあります。科学的根拠があると言われても、それが本当なのかも分からない、どこまでも分からない部分が多いのですけれども、ただやはり対策を取っていく上で、こういったメリットだけでなく、メリットというのは結構並べられるのですけれども、デメリットは定かでないものが多いと感じてしまう、実際そうなのだと思うのですけれども。ただそれもそうかもしれないという視点で、メリットだけではなくてデメリットもしっかり拾い上げて、結構細かいところまで拾い上げて、その上で対策を取っていただきたいなと。皆さんがどう思うかというのが大変重要だと思うのです。多くの方がやっぱりマスクしていることで安心しているという現状においては、マスクをするということがいいのかもしれないです。ただ、その中で皆さんがマスクをすること、しないことのメリット、デメリットをどこまで分かっているかというのも何とも言えないところなので、ここはメリット、デメリットをしっかりと、特にデメリットを拾い上げていただいて、その中でちゃんと根拠のあるものに関しては、それをしっかりと周知して、判断は皆さんしてくださいねと、結局マスクするしないはそれぞれの自由でございます。単純に感染防止だけではなくてマスクをしたい人もいるのです。それは、自分なんかはそうです。ここにちょっとあまり見られたくないとか、あと例えば化粧をするのは楽でいいという方もいますし、喉を湿らせたいので、マスクしているなんていう方ももともといるわけですから、それをお互いが尊重されなければいけないと思います。そういった中で、まず1つとしてはメリット、デメリットをもっと深いところまで拾い上げていただいて、ちょっと怪しいようなものまでも拾い上げていただいて、しっかりと情報として持っておくということをしていただきたいなと思います。それを踏まえて、対策を取っていただきたいということを思いますので、まずそちらいかがでしょうかというのが1点ございます。

それから、またマスクに関しては、今すごく教育長のほうからもご答弁いただくかなと思ったら、この

後ぜひといいところなのですが、小学校、中学校を含めまして、横瀬すぐく進んでおります。今日、マスクに関する、まさにこれの陳情が中に入っておりますけれども、この中にも横瀬町が載っていないのは、横瀬は対策を取っているというふうに、これを出した人が判断をして載っていないのだと思うのです。なので、横瀬町は本当ポスターも最近の武甲山の「ストップマスク差別」というのを貼っていただいたりとか、学校内にしてマスクできる子もできない子もみんないるから、それぞれを尊重しましょうねという風潮をすぐくつくっていただいています。お手紙でも出していただいていますし、大変ありがたいなというふうに思っております。

その中で、小中学校のほうでの、その辺り今自分でも言ってしまいましたけれども、取組状況をもう一回確認ということで教えていただきたいのと、あと先日、恐らくマスク着脱に係る児童生徒等への適切な対応についてという依頼文書が埼玉県教育委員会から教育長を含め、学校関係者に届いていると思うのですけれども、それと同時に配布できるような「マスクつけている人もマスクつけていない人も」という文書だったりとか、着脱、めり張りつけてという、こういうものも一緒に来ているはずなので、これをまずさらにといいことで小中学校の、できれば幼稚園関係もそうなのですが、全世帯にぜひ配っていただきたいなという、その予定かもしれませんが、それをお願いしたいのですが、それがいかがでしょうかということと、あと子供たち学校でそういう風潮が醸成されて、みんなでお互いを認め合うというのは進んでいるのですけれども、学校帰りとかにマスクして、地域の大人に注意されてしまったなんて事例が実際に今でもあるわけです。なので、地域の皆さんにもそれを理解していただく、つける人もつけられない人もつけたくない人もみんないるから、みんなでお互いを尊重しましょうと、つけられない理由があるのかもしれないですという風潮を地域にもしっかり啓発して欲しいなと、具体的にはポスターだったりとか回覧板だったりとか、そういったことでやっていっていただきたいのですが、そちらに関しましていかがでしょうかという、以上でございます。

○若林想一郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、私のほうから学校での取組状況というふうなことについての再質問について答弁をさせていただきます。

取組状況のマスクの着用というふうなことについては、まずは教育委員会としては国や県の通知に従いまして、屋内において身体的距離が取れない場合は、原則として児童生徒にマスクを着用するということが、児童生徒への指導をするように学校に指示をしております。そんな中ですけれども、小学校では6月の学校だよりもマスクの着用について保護者に向けて周知をしております。その内容としては、マスクを外す指導ということで、会話なし、身体的距離が十分に取れる状態、また登下校、体育の授業、外遊びということをも具体的に明示をしまして着脱をするというふうな指示、指導を学校からしております。それから、先ほどご紹介を議員からもいただきましたけれども、「ストップマスク差別」というふうに題する啓発ポスターを教育委員会で作成して小中学校の必要なところに、また図柄は異なりますけれども、役場の教育委員会の前の掲示板があります。そこですとか図書館、あと町民会館、ここに掲示をいたしまして、様々な理由でマスク着用が困難な子の特性、それから置かれた状況を理解して、思いやりを持って行動し

てほしいというふうにしております。このことがある意味では多少なりとも地域の啓発というところにもつながることになるかなというふうには感じておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 再々質問はございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 今、答弁漏れ的な部分でもあるのですが、まずメリットももちろんなのですが、デメリットもしっかり拾い上げていただいて、コミュニケーション能力の育成だったり、免疫の低下、その他、そういったこともしっかり拾い上げていただいて、情報として持っていていただきたいということをいかがでしょうかというのが先ほど質問させていただいたのですが、そちらの回答をお願いしたいのが1点、もう一点がチラシを小中学校での全世帯に配布をしていただきたい。それから、できれば地域の全世帯にしていきたいところなのですが、なかなか難しい部分もあると思いますので、少なくとも回覧等ではしていただきたいという、これも先ほど質問した内容なのですが、そちらのご答弁を、町なかにポスター等というのを含めましてお願いしたいというのが、先ほどの答弁漏れとしての再度のお願いでございます。

もう一点、こちらの文科省のほうは11月29日ですか、全国の教育委員会に学校給食での会話を可能とする通知を出したと、その際従来も黙食は求めていなかったなどと弁解したというニュースがありましたけれども、これはなかなか難しいところではあるのですが、給食のときにする会話というのは大変重要な会話だと思っております。やはり黙食というのは、家でも寂しい思いをしているのに学校でぐらいは会話して食べたいですよね。それができないというのは子供にとって大変なストレスになりますので、ぜひ黙食ではなく、いきなりというのは難しいかもしれないのですが、会話をできるようにしっかりいち早く努めていっていただきたいと思いますが、この辺りいかがでしょうか。

以上でございます。

○若林想一郎議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまの再質問のうち、小中学校に関わるところについて私のほうから答弁させていただきます。

先ほど見せていただきましたような県から出てきました通知の中に、そういった保護者向けのものも入っておいたのは承知をしております。それらについては、学校のほうから配ってもらうように私のほうからもまた話をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

そしてもう一つは、黙食というふうなことについての私どもの見解というふうな形でお話をさせていただきたいと思いますが、文部科学省が11月の末にいわゆる必ず黙食をするということを求めていないというふうな表記があることは承知していますけれども、黙食ということについては、県の教育委員会から本年1月に出されました文書の中に給食時の感染症の対策ということで、食事時の会話は禁止とありまして、それに基づいてこれまで指導をしております。今回の文書を受け、適切な感染症対策を行いながら、会話が徐々に緩和されるという方向性にはなると思います。同じ文科省の通知の中には、座席配置の工夫や適

切な換気の確保の措置を講じた上で、給食の時間において児童生徒の間で会話を行うことも可能というふうな表現がありまして、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組をしていくということになっております。したがって、実は現状では小中学校で多くの学級閉鎖が出ております。そういう中においては、そのときそのときの状況を踏まえて対応していくということになるかというふうにご検討いただいております。

以上、学校関係の答弁とさせていただきます。

○若林想一郎議長 健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 答弁漏れ申し訳ございませんでした。再々質問にお答えいたします。

まず、コミュニケーション能力の低下等です。確かに例えばマスクをしていますと、目の部分でしか出ていないので、どういう表情をしているかとか、子供さんにとってはちょうどコミュニケーションを発達していくという段階で、教師とか先生方の表情とかも飲み取れないような感じになっておりまして、コミュニケーション能力が重要になっているかなと思います。そういった中で、デメリットという部分を議員おっしゃられたようにいろいろ拾い上げて、こちらとしても情報として把握させていただきます。それとともに、どういうふうな対策をしたらいいかとかという部分につきましては、国の通知等も考慮しまして、総括的に対策を取っていきたいと思います。

また、住民の方への周知につきましても、その部分を対策等の情報をしっかり集結しまして、啓発等をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○若林想一郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後私のほうから答弁をさせていただきます。

議員の問題意識大変よく分かります。おっしゃっていただいた中で、まず情報を持つということ、私たちが両方の情報を持っているということはすごく大事なかなと思うので、役場のほうでもそこはしっかりやっていきたいというふうに思います。

それと、これは今の状況でいくと人権的な問題です。誰かがそれによっていわれのないことを言われるとか、差別をされるとかというような状況が生じ得るのだとすると、そこは町としても看過できないところだと思います。そういう問題意識で本件には当たっていきなというふうに思います。

今、健康子育て課長から答弁させていただきましたけれども、学校もそうなのですが、地域や町の人へのこの辺の周知というのは、やはりやる必要があろうかなというふうに思いますので、進めたいと思います。

それと、学校現場に関していうと、今回のコロナの一連はやはり医学的な見解というのがまずあって、それに対してどう対処するかというのがあると。医学的な見解に関しては、私たちは一次情報を持ち得ていないので、これは残念ながら基本的には厚生労働省、それから県の指導のガイドラインには従っていくというのが大きな流れではあります。ただ一方で、学校現場でいきますと、私、子供たちの成長ってやっぱり時期があります。小学校であれば6年間しかなくて、中学校は3年間しかないわけで、そのときの一

回一回の給食の重さとか、そこで本来は楽しく食べれるはずの給食が楽しくなく行われていくということに関してはやっぱり問題意識は持ちます。なかなかガイドラインを踏み越えてというのは難しいところではありますが、町の問題意識としては持っていきたいなというふうに思います。

以上です。

○若林想一郎議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時38分

令和4年第7回横瀬町議会定例会 第2日

令和4年12月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第57号 横瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第61号 令和4年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第63号 財産の取得の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	6番	新	井	鼓	次郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員	
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長					
設	樂	政	夫	教	育	長	小	泉	照	雄	総	務	課	長			
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	営	新	井	幸	雄	税	務	会	計	兼	計
				課	長							課	長	兼	計	者	
平	沼	宏	一	町	民	課	長	平	沼	朋	子	福	祉	介	護	長	
												課					
守	屋	則	子	健	子	育	康	小	俣	敏	孝	振	興	課	幹		
				課	長							主					
加	藤		勉	建	設	課	長	町	田	一	生	教	育	次	長		
浅	見	和	彦	教	育	担	当										
				課		長											

本会議に出席した事務局職員

小	泉		智	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

◇

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第1、議案第57号 横瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第57号 横瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第57号の細部説明をいたします。

事前にお配りいたしました資料1、新旧対照表、資料2、条例の概要を議案と併せて御覧ください。初めに、資料2の1ページにより概要をご説明いたします。地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として各自治体が条例で定めるものとされており、今回平均寿命の延長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げることを踏まえて、国に準じて条例を改正し、定年を段階的に65歳まで引き上げるものです。

定年延長に伴う主な措置でございますが、(1)、段階的に定年を上げます。令和5年度より、現行60歳の定年を2年に1歳ずつ段階的に上げ、令和13年度に65歳とするものです。

(2)、役職定年制を導入いたします。組織の活力を維持するため役職定年制を導入し、60歳以上の管理職を管理職以外の職に異動する制度といたします。

(3)、60歳に達した職員の給料は、7割水準といたします。

(4)、定年前再任用短時間勤務職制を導入いたします。60歳以降定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職員に任用できる制度を導入いたします。現在も60歳定年の職員の再任用制度がございますが、定年の段階的な引上げ期間中、経過措置として現行の同様の仕組みは存続いたします。

(5)、職員が60歳に達する前年度に60歳以降の任用等の情報を提供し、60歳以降の勤務の意思確認を行います。

以上が定年延長の概要ですが、続いて条例改正の内容についてご説明申し上げます。資料2の裏面の2ページを御覧ください。今回の条例改正は、定年条例の改正及び給与条例等の関係条例の所要の改正を行うものです。

改正の第1条は、横瀬町職員の定年等に関する条例の一部改正となります。

主な内容ですが、①、職員の定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ引き上げます。

②、管理監督職員は、60歳以降は管理監督職以外の職に降任等をさせる管理監督職勤務上限制度を導入いたします。

③、60歳以降定年前に退職した職員を本人の希望により短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務職制を導入いたします。

④、60歳以降の職員の任用及び給与等に関する情報提供と60歳以降の勤務の意思を確認する制度を導入いたします。

続いて、第2条ですが、横瀬町職員の給与に関する条例の一部改正となります。

主な内容は、①、60歳に達した職員の給料月額を60歳前の7割水準とするものです。

②、今回導入される定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の計算方法を規定するものです。

続いて、第3条の横瀬町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正から第7条の横瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、今回の定年引上げ等に伴い、関係条例の所要の改正を行うものです。

続いて、第8条は、横瀬町職員の再任用に関する条例の廃止となります。今回の定年引上げに伴い、現行の60歳定年後の再任用制度は廃止となることから、条例を廃止するものです。

なお、経過措置として、定年の段階的な引上げ期間中、現行と同様の再任用制度を存続する規定を定年等に関する条例の附則に規定しております。

続いて、附則ですが、第1条で条例の施行日を令和5年4月1日と規定しております。ただし、附則第11条の令和6年3月末までに60歳に達する職員の情報提供の規定は、公布の日から施行となります。

第2条から第22条までは、各条例の一部改正に伴う経過措置を規定しております。

以上で議案第57号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 今回定年延長になるということで、横瀬町としては新規採用における募集、採用試験等、あと定年が延びるということで職員の人数も一定的に多くなると思うのですが、その点どういうふうに町としては行っていく予定なのかをお聞きいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の定年延長の条例によりまして、定年退職者が段階的に引上げ、定年退職者が65歳になるまで1年置きに発生するところで、定年者が発生しない年度が発生するところがございますけれども、職員の年齢構成が偏りが発生しないよう、職員を安定的に確保する観点から、今後職員の採用につきましては職員の退職者数を勘案しながら平準化して、適正に採用していきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑はありますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 それでは、今までどおりに新規採用の人数も特定というか、限定してやっていくのかということでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 新規採用の職員については、毎年退職者を見越しというか、退職者の今後の意思確認等を行いながら、職員を毎年適正に採用していきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 すみません。確認なのですが、この定年制の関係で60歳以上の管理監督職の職員は、管理監督職以外の職に異動するということなのですが、これは具体的にどういうことなのかということをお教えいただきたいと思っております。

それで、職員も多くなりますし、今まで手のつけられなかった例えば条例の精査だとか、やることって私は結構いっぱいあるのかなというふうに思っているのです。今までの蓄積をした職員が業務にとらわれないでできることというのはかなりあると思っておりますので、そのところをどういうふうに考えているのか教えていただきたいと思っております。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

役職定年制でございますけれども、60歳以上の管理監督職員を管理監督職以外の職に異動するという形になるわけですが、これは職員の昇任の機会を与えるとともに、職員の新陳代謝を促すことから、こういった制度を導入するところでございます。今現在、管理職は主幹以上、主幹、副課長、課長が管理職となっておりますけれども、この職が60歳以上になった場合は、主査クラスの職に異動するというような形になるかと思っております。今後、60歳以上の管理監督職を外した職員の勤務等に関しましては、今後検討していくこととなりますけれども、専門性の知識等を生かしながら適切に業務に当たっていただきたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 年次ごとに移行していくということなのですが、資料2の(1)番の段階的引上げというのですが、これ区分がありますよね。その人数、予定対象者というのですか、の人数が分かれば。

それと、今の役職定年制なのですが、例えば国とか、そういう法で決まりになっているのか、あるいは横瀬町独自のということなのです。常識的に考えて引き上げても例えば課長職であれば、その人がちゃんとやっていたら、そういうのを引き継いだっていいのではないかなって思うのです。だから、正式になれば65まで引き上げてしまえば、当然それできるわけですから、その後は。だから、それどうなのかと思うのだけれども、国の制度の中の範囲でやっているのか、あるいは横瀬町の考えでやっているのか、その辺お願いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

段階的に引き上げるときの対象の職員ということでよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○小泉照雄総務課長 分かりました。具体的に言いますと、60歳定年になる方が、令和5年度に60歳になる方になりますけれども、その方が2名、令和6年度に60歳になる方が6名、令和7年度になる方が2名ですか。令和8年度に64歳の定年者が3名というような構成でございます。今現在の予定でございます。

それから、管理監督職の関係でございますけれども、これは地方公務員法の法の規定によりまして作成しているところでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 地方公務員法の規定なのですが、これはしなければならぬのか努力規定なのか、義務規定なのか努力規定なのか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 ちょっと今手元に資料がないのですが、その辺は各自治体の任用に任されていることかと思っておりますけれども、地方公務員法の中にはそういった規定によりまして、今回このような条例に規定を盛り込んだところでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 すみません。少し確認ですが、今も再任用制度を行っているのか、定年延長したか

らってそんなに職員の数が増えるわけではないと思うのですが、その確認と、もう一つ、あと役職定年制、これはどんなに総務課長みたいに有能な人でも、町長が望んでも、条例にしてしまうと役職はそのまま続けられないということですよ。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 役職定年制につきましては、現行の今の今回の条例の改正の中では、60歳になると管理職から外されるということになるかと思えます。

それから、職員……1つ目の質問、申し訳ありません。

○若林想一郎議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 現時点でも再任用制度をやっているのだから、定年が65に延びても職員数がそれだけ増えるということではないということではよろしいですか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

○7番 内藤純夫議員 もう一言いいですか。

○若林想一郎議長 では、どうぞ。

○7番 内藤純夫議員 すみません。何か議員さんのさっきの話を聞いていると、定年が延びると職員の数が増えるだけ多くなるのだという雰囲気の話をしているので、今も再任用をやっているのだから、そんなには職員数は増えないですよということなのですから、どうですか。

○若林想一郎議長 町長。

○富田能成町長 それでは、今のは私のほうから。トータルとしてはそれほど変わらないということかなというふうにも理解します。今正職員がいて、再任用職員がいて、それから会計年度任用職員がいて、トータルでマンパワーなのですから、そこはあまり変わらないかなというふうに思います。再任用のところは定年延長ですから、正職員ということでカテゴリーになるということではありますが、トータルのマンパワーとしては急に増えるということではないと思います。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 今、関根議員、内藤議員の質問の続きというか、その確認なのですから、課長が定年が延びたときにまた管理職に就けるかどうかというところで、先ほどのご答弁の中では、法律、国のほうのあれに基づいてということではあったのですが、その一方で町のほうで決められるのではないかとご答弁がございました。その中で、内藤議員が町長とかがそれを求めてもという中で、条例でうたったのでって、この条例をつくる時点で、この条例自体も町のほうでそれを基につくっているわけですから、ここで例えば定年が延長になったその期間でも管理職に就けるというふうにするということ自体はできるという認識でよろしいのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 今回の役職定年につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、職員の昇任の機会を与えるということと新陳代謝を促すということで、今回導入するというご意思でございますけれども、

ご質問の継続して管理職に就けるかどうかにつきましては、その辺は各自自治体の裁量によって規定することも可能かと思えます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 自治体の裁量ということは、今回は先ほどの今のご答弁にもございましたが、新陳代謝をとという意味等も含めて、あえてこのような形にしたという解釈でよろしいのでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 これ地方公務員法の一部改正に伴う条例制定です。一般的にはこうであるということだというふうに思います。国が言っている形、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、役職定年制を導入する。一定のガイドライン的なものもありますので、それに準じてやっているということです。多分これは、ほとんどの自治体と同じような形になっているかなというふうに、すみません、それは全部調べたわけではないのですけれども、一般的な形ということでご理解いただければと思います。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 今の役職定年の、だから条例がそのガイドラインどおり全くつくらなくてはいけないということなのかということと、例えば例外規定をそこに特段の理由がある場合にはとか入れておけば、今後町長がやりやすいのではないですか、執行者としては。だから、条例ですから、条例に基づいてやるから、もしそうではない理由が出たときにできませんよね。例えば61で有能、新陳代謝という言い方は僕はあまり好きではないけれども、年功序列でやっているのではなくて能力主義でこの人に、例えば小学校の校舎の問題ありますよね。○君なんかずっとやっていたけれども、退職してその後それに任用で就いているけれども、継続してやってもらったほうがスムーズに行くという場合もあるわけですから、執行者のほうも使い勝手よくなってしまわないかなと思うので、これは特段の理由があれば別に例外的に規定したっていいのではないかなと思うので、せっかく条例つくるのだったら、機動性があるようにつくったほうがいいと思うのですけれども、今後の課題だと思うので、今日上程して、また改正してもいいのだから、その辺を考えたらどうでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 役割期待というところですか。その管理職としては、私はやっぱり原則これでいいというふうに思っています。これは、今までこの町は60歳で管理職が回転するというサイクルで、これはよく回っていたというふうに思います。若い人、次の世代の人にも任せたいということもあるし、例外をつくと、それはそれで難しい面もあるのだろうなというふうにも思います。当然その人が固有に持っているスキルや知識は生かせるようには工夫をしたいと思うのですけれども、管理職のサイクルとしては、私はこれでいきたいなというふうに思いました。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 今の話ですと、一応辞めてもらって、管理職にはしないということですよ、絶対。そうすると、ここで決めてしまうと、先ほど言った地方自治体の裁量で何とかというのではなくてしまいますよね。裁量がどこでやるかという、つくるときに柔軟性を持たせるというのが裁量だと僕は思うのです。だから、課長の答弁は違ってきてしまう。裁量を発揮するのは条例をつくるときではないですか。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 先ほど自治体の裁量で60歳以降につきましても管理監督職の職員ということ答弁いたしましたけれども、今後関根議員のおっしゃるとおり、そういった優秀などうか、管理職がいましたら、今後条例に盛り込むような規定を検討したいと思っておりますが、現行につきましてもこれで上程をしたいと考えております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 今までいろんな話をお聞きしたわけでございますけれども、一般的の企業でいいましたら、年金支給も毎年引き上げてくるというのですか、変わってくるわけでございます、普通の企業の場合は、60歳で退職金いただいて、その後雇用を5年間ですか、3割カットでやっているわけですが、今までのような優秀な方がいるのでしょうか、後もつかえているわけ。ほとんどの企業は、優秀な方でも肩書を下ろしてやっているのが一般的かと思っておりますけれども、嫌な方は辞めてもらって、いい方は、あと今年4月でしたか、年金制度が変わってきまして、今までこれだけ稼げば税金をかかるとか、今年4月から年金と働いた給料と47万円でしたか、それ以上は無税かと思うのですけれども、それだけ稼ぐ方がいるかないか分かりませんが、そういう形ですので、今の条例がありますよね。年金もありますから、60歳定年で肩書を外していただいて、それがいいと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 今回の条例改正の中は、役職定年ということをやっていますので、60で役職を外すということが基本になります。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 ご答弁いただきましたけれども、一般的にはそれでいいのではないですかと思っておりますけれども、そのようにお願いいたします。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第57号 横瀬町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第2、議案第58号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第58号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。休憩所を地域振興拠点施設として設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課主幹。

〔小俣敏孝振興課主幹登壇〕

○小俣敏孝振興課主幹 議案第58号の細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、現在リニューアルを進めております西武鉄道芦ヶ久保駅前旧売店について、本条例第2条の表に地域振興拠点施設の一つの施設として位置づけるものでございます。現在整備を進めている施設については、登山客や観光客などの鉄道利用者を中心として、誰もが安心安全で居心地のよい休憩する場として、また休憩しながら地域の食材や加工品などを自動販売機で販売できる場として活用を予定しているところでございます。

本条例第4条第1号の農林産物、農林産物加工品及びその他の物品の生産及び販売に関すること、同条第2号の地場産品の食材等を生かした飲食の提供に関することの規定に合致することから、地域振興拠点施設の一つの施設として位置づけるものでございます。

なお、附則において施行日を公布の日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 すみません、確認をさせてください。地域振興拠点ということで、安心安全の面での管理の仕方についてのお考えをお伺いしたいのですが、防犯と衛生面についてどのような管理方法を取るのかお伺いします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、リノベーションの関係の予算を私のほうで取っているものですから、私のほうでの答弁をさせていただきたいと思います。

まず、防犯面につきましては、防犯カメラを設置する予定となっております。開所時間といたしましては、今の段階では朝7時ぐらいから夕方6時ということで、定期的に従業員をそこに巡回させていただいて、防犯等の観点からもやっていきたいというふうに思っております。

あと、衛生面については、今回は休憩施設ということと、あと自動販売機ということでございますので、さほどの対応というのはないのかなというふうに感じております。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 設置費用だとか運営費用だとか、概算で年間どれぐらいかかる。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 年間で自販機等の売上げであるとか、そういったものを勘案しますと、大体150万円ぐらいでやりくりをしていくという形になるかと思います。

以上です。

○若林想一郎議長 10番、関根修議員、再質疑。

○10番 関根 修議員 あそこを利用するから、そんなにはお金かからないと思うのだけれども、それを改良したり、あるいは設置したりしますよね。それと運営コスト、人件費もあるでしょうし、監視ぐらいだったらというのだけれども、そういうのを精査してあるのですかということです。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 すみません。今手元に資料がありませんので、この後資料を見てお答えしたいと思います。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第58号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第3、議案第59号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第59号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,512万3,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,920万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時51分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 14ページでございます。敬老会事業でございますけれども、敬老会が中止になったのだと思っておりますけれども、その中で減額が105万5,000円ですか、せめて中止になっても記念品ぐらいは出せなかったのかどうか質問いたします。年配の方々が楽しみにした行事を中止になったわけござ

いますけれども、せめて一般的には記念品ぐらいを出すのが普通と思っていますけれども、その辺は協議したのかしないのかお尋ねいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 敬老会の中止に伴う記念品の贈呈につきまして、記念品につきましては今までも参加者の方に出していたという経緯もありまして、今回は記念品も中止ということにさせていただきました。高齢者名簿につきましては、高齢者全員の方にお配りしているところでございます。

以上です。

○若林想一郎議長 再質疑はございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 コロナ騒ぎでありますけれども、一般的な企業といたしましたら、50周年とか60周年とか中止になっておりますけれども、その中で関係者には記念品を贈呈するとか、そのぐらい配慮があってもよかったなというふうに思っておりますけれども、その辺もう一度協議したのかしないのかお尋ねいたします。

○若林想一郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 記念品につきましては、協議はさせていただきましたが、高齢者名簿を配布する際に記念品というほどではないのですけれども、簡単な小さいものですが、一緒につけさせていただいてお渡ししているということになります。

以上です。

○若林想一郎議長 再々質疑はございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 105万円ありますけれども、その中で半分ぐらいは敬老会の皆さんに記念品でも送ったほうがよかったかなというふうに思っておるわけでございますけれども、もう少しお金を残すことも大事かもしれませんけれども、出すことも必要な場面で出す必要があるというふうに思っておりますけれども、今後よく検討してやっていただきたいと思いますと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○若林想一郎議長 他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤です。ページでいきますと18ページ、エコエネルギーの資源循環推進支援事業のところ、説明で予想を上回るということでしたが、実際に何件ぐらいある、今データを持っていれば何件か、あと1件当たりの単価がお幾らかというのを教えてください。

それと、その下の19ページ、シャインと輝く、ちょっとこのタイトルがどうかと思ひながら説明聞いていたのですけれども、雨よけをやるということですが、これはシャインマスクットを作っている農家さんに申請をしないともらえないものなのか、一律これをお配りするものなのかどうかを教えてください。

そして、22ページ、学校ICT整備運営事業の関係です。電子黒板17台ということですが、この17台というのは、今第8波と言われているコロナでいろんな学校が学級閉鎖とかいろいろありますけれども、そ

ういうことに対応するためのものというふうに捉えながらもいいのかどうかということを確認です。教えてください。

以上3点になります。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課主幹。

○小侯敏孝振興課主幹 ただいまのご質問に対して答弁いたします。

まず、エコエネルギーの関係なのですが、誠に申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、後刻ご報告ということでご了承いただければと思います。

続いてのシャインと輝く果樹産地育成事業補助金ですが、こちらにつきましては実は今年度も当初から実施をしておる事業で、追加募集の案内で今回申請で補正という形になっております。ご指摘のように、こちらについては雨よけの資材費に係る本体分の2分の1という形で、県で持っています予算の中での範囲で申請者に対して交付という形になります。具体的には横瀬町においては、ぶどう組合名義で申請をしております。内容的には、1件の農家さんが具体的に県の補助金を活用できるのであれば実施したいということで、急遽県とすり合わせをした上で予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○若林想一郎議長 教育次長。

○町田一生教育次長 私からは、電子黒板について答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、今回17台の購入を目的とするものでございますけれども、現在は大型モニターを16台使っておりまして、こちらにつきましては12年の経過があり、うち5台は故障しているような状況でございます。今後のことを考えまして、モニターもしくはプロジェクター、そういったものを検討を含めました結果、電子黒板という形になりました。ちなみにですが、コロナに対応するかどうかということなのですが、実際のところ6年生が学年閉鎖ということが今期11月中にございました。たまたまなのでございますけれども、うちのほうの職員のほうで、これを検討する段階で幕張のほうでこういう形のものの展示会等ございましたので、各社の比較ができる機会がございましたので、そちらに行かさせていただきまして、各社の比較でその中で非常にメリットがあるところ、そちらに相談をしましたら、デモ機を1か月ほど貸していただけるということで、学校に一応そのデモ機を1か月間置いている中で学級閉鎖ということになりました。6年生だったのですが、担任の1人が罹患をしている関係がございまして、黒板とこの電子黒板を使いまして、1人の担任が2クラスの別の授業を同時に行うということを実際行いました。先生方も1か月あったので、各学年各クラスで一応使っていただくことをしまして、学校現場のほうでは非常に使いやすくしてメリットがあるという回答でしたので、こういう経緯に至りました。

以上でございます。

○若林想一郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第59号 令和4年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第4、議案第60号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第60号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,528万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

○若林想一郎議長 再開いたします。



◎答弁の補足

○若林想一郎議長 ここで、先ほど10番、関根修議員、2番、黒澤克久議員の質疑に対し答弁漏れがございましたので、答弁をいたさせます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私から休憩所に関する経費についての答弁をさせていただきたいと思
います。

先ほど申し上げましたように、トータルとしては150万円となっております。この内訳につきましては、
自販機の売上げであるとかイベントを少々やるということでの売上げでございます。経費といたしまして
は、先ほど申し上げました防犯上の観点や、あるいは清掃の観点もございまして、1日2.5時間ぐらいの
シルバーの方を頼んでやっていきたいという思いがあって、その部分が大部分で100万円ぐらいを予定を
しておりまして、あとは諸経費という形になっております。

以上です。

○若林想一郎議長 振興課主幹。

○小侯敏孝振興課主幹 それでは、私から先ほど質問を受けました住宅環境改善促進補助金の関係です。

こちらにつきまして交付決定をしておりますのは、現在54件、トータルで604万円ほどの計上となって
おります。メニューによりまして補助金の率ですとか上限額が若干ばらつきがあるのですが、単純にこの
件数で金額を割りますと、1件当たり11万2,000円弱という形の補助金交付になっております。

以上でございます。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第60号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これ
を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第5、議案第61号 令和4年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第61号 令和4年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,461万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○若林想一郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第61号 令和4年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第6、議案第62号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第62号 工事請負変更契約の締結についてであります、横瀬小学校校舎建築工事の請負変更契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての細部説明を申し上げます。

工事名は、横瀬小学校校舎建築工事でございます。この請負契約は、令和3年1月の議会臨時会におきまして議決いただき、その後令和3年9月の議会定例会で増額の変更契約について議決いただいたものでございますが、このたび外構工事などを追加変更したことに伴い請負金額に変更が生じたことから、本案を提出するものでございます。

請負金額でございますが、現契約の13億3,511万8,400円から1,149万5,900円を増額し、13億4,861万4,300円に変更するものでございます。

なお、請負者につきましては変更ございません。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、外構工事がプラスということですが、外構と駐車場のアスファルトとか全部入っているのかということ、これが最終的な数字になるのかということをお聞きます。

○若林想一郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 私から答弁させていただきます。

外構工事は駐車場も入っております。駐車場は当初から入っておりますけれども、中庭のウッドデッキに対してが主な増額理由になります。

あと、今後ですけれども、今数量的なものはこれで今のところ、今の協議の中では最終だと今は認識し

ているのですけれども、物価の変動等が伴い、今後その辺り価格の調査中でございます。場合によっては変更が生じる可能性がございます。

以上です。

○若林想一郎議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第62号 工事請負変更契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第7、議案第63号 財産の取得の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第63号 財産の取得の変更についてであります。横瀬小学校校舎建築工事に係る財産の取得を変更したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第63号 財産の取得の変更についての細部説明を申し上げます。

横瀬小学校校舎建築工事に係る横瀬小学校校舎使用木材製材加工品につきまして、使用する木材の搬出量の差異が生じたため、取得金額を消費税及び地方消費税を含めて1,821万1,600円から7万4,954円を減額し、1,813万6,646円に変更するものでございます。

なお、相手方につきましては変更ございません。

以上で説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第63号 財産の取得の変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○若林想一郎議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいします。

○若林想一郎議長 ここで、字句の整理についてをお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

ここで会議を閉じます。

令和4年第7回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎